

**統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況
(旧：指定統計・承認統計・届出統計月報)**

平成 22 年 3 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 統計調査の承認等の状況（総括表）	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	2
届出統計調査の受理	4
2 基幹統計調査の承認	5
労働力調査（平成22年承認）（総務省）	5
小売物価統計調査（平成22年承認）（総務省）	7
自動車輸送統計調査（平成22年承認）（国土交通省）	9
3 一般統計調査の承認	13
衛生行政報告例（平成22年承認）（厚生労働省）	13
宿泊旅行統計調査（平成22年承認）（国土交通省）	14
体力・運動能力調査（平成22年承認）（文部科学省）	16
法人企業景気予測調査（平成22年承認）（内閣府・財務省）	18
最低賃金に関する実態調査（平成22年承認）（厚生労働省）	21
子どもの学習費調査（平成22年承認）（文部科学省）	23
油糧生産実績調査（平成22年承認）（農林水産省）	25
学校における教育の情報化の実態等に関する調査（平成22年承認）（文部科学省）	26
組込みソフトウェア産業実態調査（平成22年承認）（経済産業省）	27
出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）（平成22年承認）（厚生労働省）	29
社会保障生計調査（平成22年承認）（厚生労働省）	31
特定サービス産業動態統計調査（平成22年承認）（経済産業省）	32
建設労働需給調査（平成22年承認）（国土交通省）	42
生コンクリート流通統計調査（平成22年承認）（経済産業省）	43
メッシュ標本調査の試行調査（平成22年承認）（農林水産省）	44
特定作物統計調査（平成22年承認）（農林水産省）	45
農業協同組合及び同連合会一斉調査（平成22年承認）（農林水産省）	49
環境保健サーベイランス調査（平成22年承認）（環境省）	51
非鉄金属等需給動態統計調査（平成22年承認）（資源エネルギー庁）	53
通信・放送産業動態調査（平成22年承認）（総務省）	55
石油設備調査（平成22年承認）（資源エネルギー庁）	57

石油輸入調査（平成 2 2 年承認）（資源エネルギー庁）	58
作物統計調査の見直しに係る試行調査（平成 2 2 年承認）（農林水産省）	59
食肉検査等情報還元調査（平成 2 2 年承認）（厚生労働省）	65
民間企業における役員報酬（給与）等調査（平成 2 2 年承認）（人事院）	66
職種別民間給与実態調査（平成 2 2 年承認）（人事院）	68
園芸用施設及び農業用廃プラスチックに関する調査（平成 2 2 年承認）（農林水産省）	72
情報通信業基本調査（平成 2 2 年承認）（総務省・経済産業省）	74
工場立地動向調査（平成 2 2 年承認）（経済産業省）	79
4 届出統計調査の受理	81
(1) 新規	81
都民の地震時における行動調査（平成 2 2 年届出）（東京消防庁）	81
経済要求・妥結状況調査（平成 2 2 年届出）（東京都）	82
静岡県茶業生産流通実態調査（荒茶工場等実態調査）（平成 2 2 年届出）（静岡県）	83
子どもの食生活と健康についてのアンケート調査（平成 2 2 年届出）（福岡県）	84
春季賃上げ、一時金（夏季・年末）要求・妥結状況調査（平成 2 2 年届出）（栃木県）	85
住宅用火災警報器設置状況等調査（平成 2 2 年届出）（東京消防庁）	87
女性雇用環境調査（平成 2 2 年届出）（長野県）	88
千葉県観光入込客統計調査（平成 2 2 年届出）（千葉県）	89
(2) 変更	90
生活習慣病予防支援システムに伴う生活習慣アンケート調査（平成 2 2 年届出）（岩手県）	90
春季賃上げ要求・妥結状況調査（平成 2 2 年届出）（新潟県）	92
卒業後の状況調査付帯調査（平成 2 2 年届出）（鹿児島県）	93
人口移動調査（平成 2 2 年届出）（鹿児島県）	94

注 1：「届出統計調査」とは、統計法第 2 4 条第 1 項又は第 2 5 条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。

注 2：調査名の後ろの「平成 年承認」「平成 年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記されているものである。

○基幹統計調査の承認

基幹統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
労働力調査	総務大臣	承認事項の変更 ・平成21年12月に日本標準職業分類が統計基準として設定されたことを踏まえ、本調査で使用する統計基準に追加。	H22.3.17
小売物価統計調査	総務大臣	承認事項の変更 ・「自動車ガソリン」の都市別小売価格（県庁所在市及び人口15万以上の市。東京都区部を除く。）の公表期日に関し、「調査月の翌月の月末以降」から「調査月の翌月の20日まで」に変更。	H22.3.29
自動車輸送統計調査	国土交通大臣	承認事項の変更 ①事業用貨物自動車について、車両単位から事業所単位の層化抽出に変更（標本設計の見直し）。 ②新たな行政記録情報を活用した母集団推定の導入。 ③利用ニーズの変化、他の統計による代替性等を勘案した調査対象の範囲及び調査事項の変更。 ④地方支分部局経由の調査員調査から本省直轄の郵送調査への変更。	H22.3.30

一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H22.3.1	衛生行政報告例	厚生労働大臣
H22.3.2	宿泊旅行統計調査	国土交通大臣
H22.3.2	体力・運動能力調査	文部科学大臣
H22.3.4	法人企業景気予測調査	内閣総理大臣 ・財務大臣
H22.3.5	最低賃金に関する実態調査	厚生労働大臣
H22.3.8	子どもの学習費調査	文部科学大臣
H22.3.15	油糧生産実績調査	農林水産大臣
H22.3.15	学校における教育の情報化の実態等に関する調査	文部科学大臣
H22.3.15	組込みソフトウェア産業実態調査	経済産業大臣
H22.3.18	出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）	厚生労働大臣
H22.3.18	社会保障生計調査	厚生労働大臣
H22.3.18	特定サービス産業動態統計調査	経済産業大臣
H22.3.18	建設労働需給調査	国土交通大臣
H22.3.18	生コンクリート流通統計調査	経済産業大臣
H22.3.19	メッシュ標本調査の試行調査	農林水産大臣
H22.3.19	特定作物統計調査	農林水産大臣
H22.3.19	農業協同組合及び同連合会一斉調査	農林水産大臣

H22.3.25	環境保健サーベイランス調査	環 境 大 臣
H22.3.25	非鉄金属等需要動態統計調査	経 済 産 業 大 臣
H22.3.25	通信・放送産業動態調査	総 務 大 臣
H22.3.25	石油設備調査	経 済 産 業 大 臣
H22.3.25	石油輸入調査	経 済 産 業 大 臣
H22.3.30	作物統計調査の見直しに係る試行調査	農 林 水 産 大 臣
H22.3.30	食肉検査等情報還元調査	厚 生 労 働 大 臣
H22.3.30	民間企業における役員報酬（給与）等調査	人 事 院 総 裁
H22.3.31	職種別民間給与実態調査	人 事 院 総 裁
H22.3.31	園芸用施設及び農業用廃プラスチックに関する調査	農 林 水 産 大 臣
H22.3.31	情報通信業基本調査	総 務 大 臣 ・ 経 済 産 業 大 臣
H22.3.31	工場立地動向調査	経 済 産 業 大 臣

届出統計調査の受理

(1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H22.3.2	都民の地震時における行動調査	東京消防庁 消防総監
H22.3.8	経済要求・妥結状況調査	東京都知事
H22.3.15	静岡県茶業生産流通実態調査(荒茶工場等実態調査)	静岡県知事
H22.3.19	子どもの食生活と健康についてのアンケート調査	福岡県知事
H22.3.23	春季賃上げ、一時金(夏季・年末)要求・妥結状況調査	栃木県知事
H22.3.26	住宅用火災警報器設置状況等調査	東京消防庁 消防総監
H22.3.29	女性雇用環境調査	長野県知事
H22.3.31	千葉県観光入込客統計調査	千葉県知事

(2) 変更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H22.3.1	生活習慣病予防支援システムに伴う生活習慣アンケート調査	岩手県知事
H22.3.15	春季賃上げ要求・妥結状況調査	新潟県知事
H22.3.17	卒業後の状況調査付帯調査	鹿児島県知事
H22.3.25	人口移動調査	鹿児島県知事

○基幹統計調査の承認

【調査名】 労働力調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年3月17日

【実施機関】 総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室

【目的】 本調査は、国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 昭和21年9月に開始され、約1年間の試験的時期を経過したのち、昭和22年7月から本格的に実施されるようになった。

平成14年から労働力調査特別調査（承認統計調査）を統合して実施。

【調査の構成】 1－労働力調査 基礎調査票 2－労働力調査 特定調査票

【公表】 インターネット及び刊行物又は閲覧（集計完了の都度）

※

【調査票名】 1－労働力調査 基礎調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）世帯 （抽出枠）国勢調査調査区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）40,000/50,000,000 （配布）調査員 （取集）調査員 （記入）自計 （把握時）毎月末日（ただし、12月は26日）現在、就業状態については、毎月の末日に終わる1週間（ただし、12月は20日～26日までの1週間） （系統）総務省－都道府県－指導員－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）調査対象月の翌月3日（ただし、12月分に係る調査は12月29日）

【調査事項】 ア. すべての世帯員に関する事項（15歳未満の世帯員については、1か月目に行う調査においてのみ対象とする。） 1. 男女の別、2. 出生の年月、3. 世帯主との続き柄 イ. 15歳以上の世帯員に関する事項 1. 氏名、2. 配偶の関係、3. 調査の期日を最終日とする7日間における就業状態、4. 所属の事業所の名称、経営組織及び事業の種類、5. 所属の企業全体の従業者数、6. 仕事の種類、7. 従業上の地位、8. 1週間の就業時間、9. 探している仕事の位置付け（主にする仕事か又はかたわらにする仕事か）、10. 求職の理由、11. 転職及び追加就業希望の有無 ウ. 世帯に関する事項 1. 15歳以上の世帯員の数及び男女、年齢階級別15歳未満の世帯員の数、2. 世帯員の異動状況（2か月目の世帯についてのみ調査を行う。）

※

【調査票名】 2－労働力調査 特定調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）世帯 （抽出枠）国勢調査調査区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）10,000/50,000,000 （配布）調査員 （取集）調査員 （記入）自計 （把握時）毎月末日（ただし、

12月は26日)現在、就業状態については、毎月の末日に終わる1週間(ただし、12月は20日~26日までの1週間) (系統)総務省一都道府県一指導員一調査員一報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査対象月の翌月3日(ただし、12月分に係る調査は12月29日)

【調査事項】 ア. 15歳以上の世帯員に関する事項 1. 氏名、2. 在学、卒業等教育の状況、3. 仕事からの年間収入 イ. 就業者に関する事項 1. 短時間就業及び休業の理由、2. 就業時間増減希望の有無、3. 現職に就いた時期、4. 雇用形態、5. 前職の有無、6. 転職時の収入の増減 ウ. 完全失業者に関する事項 1. 求職活動の方法、2. 求職活動の期間、3. 最近の求職活動の時期、4. 探している仕事の形態、5. 就職できない理由、6. 前職の有無 エ. 非労働力人口に関する事項 1. 就職希望の有無、2. 非求職の理由、3. 希望する又は内定している仕事の形態、4. 最近の求職活動の時期、5. 就業の可能性、6. 前職の有無 オ. 前職のある者に関する事項 1. 前職の従業上の地位及び雇用形態、2. 前職の事業の種類、3. 前職の仕事の種類、4. 前職の企業全体の従業者数、5. 前職をやめた時期、6. 前職をやめた理由

【調査名】 小売物価統計調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年3月29日

【実施機関】 総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室

【目的】 小売物価統計調査は、小売物価統計（国民の消費生活に必要な商品の小売り価格及びサービスの料金について、その毎月の動向を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和25年6月に都道府県庁所在市（46都市）及び8都市（帯広、高崎、松本、浜松、松坂、防府、今治、都城）で約210品目について行っていたが、その後、調査市町村、調査品目等について改正を加え現在に至っている。

調査市町村については、昭和37年7月から郡部を加え、全国的な規模の調査とした。

さらに、昭和47年には、沖縄本土復帰により沖縄県下の5市2町を追加した。

その後、数次にわたり調査市町村の追加・廃止を行い、平成21年1月現在167市町村となっている。

一方、調査品目については、原則として5年ごとの消費者物価指数の基準改定に合わせて改訂を行っているが、調査結果に関して、消費者物価指数のほか、個別の商品及びサービスの価格水準についてもますます注目されるようになり、より詳細な資料が要請されるようになっているため、市場における商品の出回り状況の変化等に迅速に対応できるように、基準改定の間の中間年においても調査品目（銘柄）の拡充・整理統合を行っている。

【調査の構成】 1－小売物価統計調査調査票

【公表】 インターネットに掲載、閲覧に供する方法等で公表。

※

【調査票名】 1－小売物価統計調査調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所及び世帯 （属性）商品の販売又はサービスの提供が事業として行われている事業所及び民間借家に居住している世帯 （抽出枠）調査対象は、総務大臣が指定する約167市町村（宿泊調査の対象施設が所在する市町村を含めると計227市町村）の約28,000事業所及び約25,000世帯

【調査方法】 （選定）無作為抽出及び有意抽出 （客体数）28,000 25,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）調査実施期日現在 （系統）〔調査員調査品目〕総務省－都道府県－統計調査員－報告者、〔都道府県調査品目〕総務省－都道府県－報告者、〔総務省調査品目〕総務省－報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）〔調査員調査品目〕毎月12日を含む週の水

曜日、木曜日又は金曜日。ただし、一部の生鮮食品等については、毎月5日、12日及び22日を含む各週の水曜日、木曜日又は金曜日。〔都道府県調査品目及び総務省調査品目〕毎月12日を含む週の金曜日（遊園地入園料については、毎月の12日を含む週の日曜日）。ただし、宿泊料については、毎月5日を含む週の金曜日（休日の前日である場合にあっては、翌週の月曜日）及び土曜日。

【調査事項】 総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金及びこれらに附随する事項（事業所の名称、事業主の氏名、所在地等）

【調査名】 自動車輸送統計調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年3月30日

【実施機関】 国土交通省総合政策局情報政策本部情報安全・調査課交通統計室

【目的】 自動車輸送の実態を明らかにし、我が国の経済政策及び交通政策を策定するための基礎資料を作成することを目的とする。

【沿革】 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく道路運送調査規則（昭和27年運輸省建設省令第1号）により、自動車の使用者は、「自動車輸送実績報告書」として自動車による旅客又は貨物の輸送状況を所管の運輸省に提出することとされており、これを基に輸送統計が作成されていたが、自動車の激増等により輸送状況をより迅速かつ正確に把握するため、昭和35年4月から統計法に基づく指定統計第99号を作成するための調査として自動車輸送統計調査が開始された。

その後、昭和39年に営業用バス全数調査及び路線トラック調査の追加、昭和62年に軽自動車を調査対象に追加する等の変更を行った。

また、特別積合せトラック調査については、規制緩和（営業区域規制の廃止）に伴い、平成17年度以降休止した。

平成22年10月から、地方支分部局経由の調査員調査から本省直轄の郵送調査への変更を行うとともに、事業用貨物自動車について、車両単位から事業所単位の層化抽出に変更などを行った。

【調査の構成】 1－自動車輸送統計調査票（貨物営業用－事業所票）第1号様式 2－自動車輸送統計調査票（貨物営業用－自動車票）第1号様式の2 3－自動車輸送統計調査票（貨物自家用）第2号様式 4－自動車輸送統計調査票（旅客営業用－乗合、貸切、特定）第3号様式 5－自動車輸送統計調査票（旅客営業用－乗合）第3号様式の2 6－自動車輸送統計調査票（旅客営業用－貸切）第3号様式の3 7－自動車輸送統計調査票（旅客営業用－特定）第3号様式の4 8－自動車輸送統計調査票（旅客営業用－乗用）第4号様式

【公表】 インターネット、「自動車輸送統計月報」（調査月経過後2か月以内）、「自動車輸送統計年報」（調査年度経過後6か月以内）

※

【調査票名】 1－自動車輸送統計調査票（貨物営業用－事業所票）第1号様式

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）貨物自動車運送事業を営む事業所 （抽出枠）運送事業者監査総合情報システム

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000/150,000 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月1か月間 （系統）国土交通省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 毎月1か月間

【調査事項】 1. 保有車両数、2. 走行距離、3. 輸送貨物の品目及び重量、4. 前各号に関連する事項

※

【調査票名】 2－自動車輸送統計調査票（貨物営業用－自動車票）第1号様式の2

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 自動車 (属性) 貨物事業者運送事業を営む事業所に保有されている事業用自動車

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 2,000/150,000 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎月7日間 (系統) 国土交通省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 毎月7日間

【調査事項】 1. 自動車の種類、2. 主な用途、3. 最大積載量、4. 輸送回数、5. 輸送区間、6. 走行距離、7. 輸送貨物の重量、8. 輸送貨物の品目、9. 休車日数、10. 前各号に関連する事項

※

【調査票名】 3－自動車輸送統計調査票（貨物自家用）第2号様式

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 貨物自動車 (属性) 自家用自動車（登録自動車のうち貨物自動車に限る。） (抽出枠) 自動車登録ファイル

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 9,700/6,370,000 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎月7日間 (系統) 国土交通省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 毎月7日間

【調査事項】 1. 自動車の種類、2. 最大積載量又は乗車定員、3. 輸送回数、4. 輸送区間、5. 走行距離、6. 輸送貨物の重量、7. 輸送貨物の品目、8. 休車日数、9. 事業の用に供される自動車であるときは、その事業の種類、10. 前各号に関連する事項

※

【調査票名】 4－自動車輸送統計調査票（旅客営業用－乗合、貸切、特定）第3号様式

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業用旅客自動車 (属性) 1. 一般乗合旅客自動車運送事業、2. 一般貸切旅客自動車運送事業、3. 特定旅客自動車運送事業を営む事業所に保有されている乗車定員11人以上の事業用自動車 (抽出枠) 自動車登録ファイル

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 250/110,000 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎月3日間 (系統) 国土交通省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 毎月3日間

【調査事項】 1. 自動車の種類、2. 主な用途、3. 乗車定員、4. 輸送回数、5. 輸送区間、6. 走行距離、7. 輸送人員、8. 休車日数、9. 前各号に関連する事項

※

【調査票名】 5－自動車輸送統計調査票（旅客営業用－乗合）第3号様式の2

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）一般乗合旅客自動車運送事業を営む事業所

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）800 （配布）郵送・オンライン （取集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月1か月間 （系統）国土交通省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）毎月1か月間

【調査事項】 1. 輸送人員、2. 走行距離、3. 運行回数、4. 保有車両数、5. 前各号に関連する事項

※

【調査票名】 6－自動車輸送統計調査票（旅客営業用－貸切）第3号様式の3

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）一般貸切旅客自動車運送事業を営む事業所

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）3,200 （配布）郵送・オンライン （取集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月1か月間 （系統）国土交通省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）毎月1か月間

【調査事項】 1. 輸送人員、2. 走行距離、3. 運行回数、4. 保有車両数、5. 前各号に関連する事項

※

【調査票名】 7－自動車輸送統計調査票（旅客営業用－特定）第3号様式の4

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）特定旅客自動車運送事業を営む事業所

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）100 （配布）郵送・オンライン （取集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月1か月間 （系統）国土交通省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）毎月1か月間

【調査事項】 1. 輸送人員、2. 走行距離、3. 運行回数、4. 保有車両数、5. 前各号に関連する事項

※

【調査票名】 8－自動車輸送統計調査票（旅客営業用－乗用）第4号様式

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業用旅客自動車 （属性）1. 一般乗合旅客自

自動車運送事業、2. 一般貸切旅客自動車運送事業、3. 特定旅客自動車運送事業を営む事業所に保有されている乗車定員10人以下の事業用自動車（抽出枠）自動車登録ファイル

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）500/270,000 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月3日間 （系統）国土交通省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）毎月3日間

【調査事項】 1. 自動車の種類、2. 乗車定員、3. 輸送回数、4. 輸送区間、5. 走行距離、6. 輸送人員、7. 休車日数、8. 前各号に関連する事項

○一般統計調査の承認

【調査名】 衛生行政報告例（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年3月1日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室

【目的】 衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を把握し、国及び地方公共団体の衛生行政運営のための基礎資料を得る。

【沿革】 本調査は、昭和13年から実施されていた「厚生省報告例」（昭和13年1月訓令第13号）が平成12年に廃止されたことに伴い、新たに「衛生行政報告例」として発足したものであり、14年には「母体保護統計報告」（届出統計調査）を、16年には「地域保健・老人保健事業報告」から調査事項である「特定疾患（難病）」を統合している。

なお、本調査は、旧統計法下では「届出統計調査」として扱われてきたが、統計法の全部改正により、一般統計調査として扱われることになった。

【調査の構成】 1－衛生行政報告例

【公表】 概況：インターネット、統計表：報告書及びe-Stat（隔年報：調査実施年の翌年7月、年度報：調査実施年度の翌年度10月）

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－衛生行政報告例

【調査対象】 （地域）全国 （単位）地方公共団体 （属性）都道府県・指定都市・中核市

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）106 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）年度報：年度末現在又は年度当初～年度末、隔年報：年末現在 （系統）厚生労働省－報告者

【周期・期日】 （周期）年度報：年、隔年報：2年 （実施期日）年度報：調査実施年度の翌年度5月末日、隔年報：調査実施年の翌年2月末日

【調査事項】 1. 精神保健福祉関係、2. 栄養関係、3. 衛生検査関係、4. 生活衛生関係、5. 食品衛生関係、6. 乳肉衛生関係、7. 医療関係、8. 薬事関係、9. 母体保護関係、10. 特定疾患（難病）関係、11. 狂犬病予防関係

【調査名】 宿泊旅行統計調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年3月2日

【実施機関】 国土交通省観光庁参事官

【目的】 我が国の宿泊施設を利用した宿泊者数や宿泊施設の定員稼働率等を把握することにより、宿泊旅行の実態を明らかにし、観光行政の基礎資料作成等に資することを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成19年1月分から、四半期ごとに実施している。

【調査の構成】 1－宿泊旅行統計調査調査票（第1号様式） 2－宿泊旅行統計調査調査票（第2号様式）

【公表】 報告書（冊子）及びインターネット 四半期報告…調査対象期間の翌四半期末 年間報告…対象期間（対象年）の翌年の6月末

【備考】 今回の変更は、調査票様式の一部変更。

※

【調査票名】 1－宿泊旅行統計調査調査票（第1号様式）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）旅館、ホテル、簡易宿所を営む事業所のうち、従業者数10人以上99人以下の事業所（抽出枠）事業所母集団データベースの情報を基にしつつ、都道府県への照会（旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく許認可情報等を活用）によって調査対象名簿を整備

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）9,000 （配布）郵送 （取集）郵送（記入）自計 （把握時）1月～3月、4月～6月、7月～9月、10月～12月 （系統）国土交通省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）翌四半期の最初の月の11日

【調査事項】 宿泊施設のタイプ、1月1日現在の客室数及び収容人数、1月1日現在の従業者数、宿泊目的別の割合、四半期の各月の延べ・実宿泊者数、外国人述べ・日宿泊者数、四半期の各月の利用客室数、四半期の各月の延べ宿泊者数の居住地別（県内、県外の別）の内訳、四半期の各月の外国人延べ宿泊者数の国籍別内訳、変動要因（自由記入）

※

【調査票名】 2－宿泊旅行統計調査調査票（第2号様式）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）旅館、ホテル、簡易宿所を営む事業所のうち、従業者数100人以上の事業所（抽出枠）事業所母集団データベースの情報を基にしつつ、都道府県への照会（旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく許認可情報等を活用）によって調査対象名簿を整備

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,000 （配布）郵送 （取集）郵送（記

入) 自計 (把握時) 1月～3月、4月～6月、7月～9月、10月～12月
(系統) 国土交通省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 四半期 (実施期日) 翌四半期の最初の月の11日

【調査事項】 宿泊施設のタイプ、1月1日現在の客室数及び収容人数、1月1日現在の従業者数、宿泊目的別の割合、四半期の各月の延べ・実宿泊者数、外国人延べ・日宿泊者数、四半期の各月の利用客室数、四半期の各月の延べ宿泊者数の居住地別(都道府県別)の内訳、四半期の各月の外国人延べ宿泊者数の国籍別内訳、変動要因(自由記入)

【調査名】 体力・運動能力調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年3月2日

【実施機関】 文部科学省スポーツ・青少年局生涯スポーツ課

【目的】 国民の体力・運動能力の現状を明らかにするとともに、体育・スポーツの指導と行政上の基礎資料を得る。

【沿革】 本調査は、昭和52年から開始され、以後毎年実施されている。

当初は、小学生・中学生・高校生及び勤労青少年のみを調査対象としていたが、その後、高等専門学校・短期大学・大学の学生及び壮年まで逐時調査対象を拡大し、平成10年度には高齢者（65歳～79歳）を調査対象に加えるとともに、調査票の年齢区分を変更した。

【調査の構成】 1－新体力テスト（6歳～11歳）記録用紙 2－新体力テスト（12歳～19歳）記録用紙 3－新体力テスト（20歳～64歳）記録用紙 4－新体力テスト（65歳～79歳）記録用紙

【公表】 文部科学省ホームページ及び報告書（冊子）（調査実施翌年10月）

※

【調査票名】 1－新体力テスト（6歳～11歳）記録用紙

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）公立小学校各学年（6歳～11歳）の男女児童

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）13,536／7,000,000（配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）当該年度5月～7月（系統）文部科学省－都道府県教育委員会－市区町村教育委員会－小学校－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）当該年度5月～7月

【調査事項】 運動部等への所属状況、運動の実施状況、朝食摂取状況、1日の睡眠時間、1日のテレビ視聴時間、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ、身長、体重、座高

※

【調査票名】 2－新体力テスト（12歳～19歳）記録用紙

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）公立中学校各学年（12歳～14歳）の男女生徒、公立高等学校全日制課程（15歳～17歳）の男女生徒、公立高等学校定時制課程（15歳～18歳）の男女生徒、国立高等専門学校（18歳、19歳）の男子生徒、公（私）立短期大学（18歳、19歳）の女子学生、国立大学（18歳、19歳）の男女学生

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）21,178／6,000,000（配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）中学校・高等学校：当

該年度5月～7月、高等専門学校・短期大学・大学：5月～10月（系統）
文部科学省－都道府県教育委員会－市区町村教育委員会－中学校－報告者、
文部科学省－都道府県教育委員会－高等学校－報告者、文部科学省－高等専
門学校・短期大学・大学－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）中学校・高等学校：当該年度5月～7月、高
等専門学校・短期大学・大学：5月～10月

【調査事項】運動部等への所属状況、運動の実施状況、朝食摂取状況、1日の睡眠時間、
1日のテレビ視聴時間、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20
mシャトルラン又は持久走、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ、身
長、体重、座高

※

【調査票名】3－新体力テスト（20歳～64歳）記録用紙

【調査対象】（地域）全国（単位）個人（属性）成年（20歳～64歳）の男女（5
歳ずつの年齢区分で対象とする。）

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）33,840/75,000,000（配
布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）当該年度5月～10月
（系統）文部科学省－都道府県教育委員会－市区町村教育委員会－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）当該年度5月～10月

【調査事項】職業、健康状態、体力について、スポーツクラブへの所属状況、運動・ス
ポーツの実施状況、朝食摂取状況、1日の睡眠時間、学生時代の運動部活動
の経験、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン
又は急歩、立ち幅とび、身長、体重

※

【調査票名】4－新体力テスト（65歳～79歳）記録用紙

【調査対象】（地域）全国（単位）個人（属性）高齢者（65歳～79歳）の男女
（5歳ずつの年齢区分で対象とする。）

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）5,640/20,000,000（配
布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）当該年度5月～10月
（系統）文部科学省－都道府県教育委員会－市区町村教育委員会－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）当該年度5月～10月

【調査事項】健康状態、体力について、スポーツクラブへの所属状況、運動・スポーツ
の実施状況、朝食摂取状況、1日の睡眠時間、学生時代の運動部活動の経験、
握力、上体起こし、長座体前屈、開眼片足立ち、10m障害物歩行、6分間
歩行、身長、体重

【調査名】 法人企業景気予測調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年3月4日

【実施機関】 内閣府経済社会総合研究所景気統計部、財務省財務総合政策研究所調査統計部調査統計課

【目的】 我が国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状及び今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 平成16年度に、法人企業動向調査（承認統計調査）と、財務省景気予測調査（承認統計調査）を統合して開始した。

【調査の構成】 1－法人企業景気予測調査票（平成22年4～6月） 2－法人企業景気予測調査票（平成22年7～9月） 3－法人企業景気予測調査票（平成22年10～12月） 4－法人企業景気予測調査票（平成23年1～3月）

【公表】 記者発表及びホームページ掲載（財務省、内閣府及びe-Stat）6月中旬（4～6月期調査）、9月中旬（7～9月期調査）、12月中旬（10～12月期調査）、3月中旬（1～3月期調査）

【備考】 今回の変更は、調査全体として調査対象の範囲に共同組織金融機関を追加、母集団名簿の変更、公表時期の早期化等。

※

【調査票名】 1－法人企業景気予測調査票（平成22年4～6月）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）資本金、出資金又は基金（以下、資本金という）1千万円以上の法人企業（抽出枠）法人企業統計調査名簿から業種別、資本金規模別に無作為抽出。なお、「金融業、保険業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」については資本金規模1億円以上のみ

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）16,000/1,130,000（配布）郵送・オンライン（取集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）5月15日現在（系統）（配布）財務省－報告者、（回収）〔ペーパー〕報告者－財務事務所・出張所－財務（支）局・沖縄総合事務局－財務省、〔インターネット〕報告者－財務省

【周期・期日】 （周期）四半期（実施期日）4月下旬配布－5月下旬提出期限

【調査事項】 〔判断調査項目〕1. 貴社の景況、2. 貴社の景況判断の決定要因、3. 国内の景況、4. 売上高、5. 経常利益、6. 国内需要、7. 海外需要、8. 製（商）品・サービスの販売価格、9. 原材料・製（商）品の仕入れ価格、10. 製（商）品在庫、11. 原材料在庫、12. 資金繰り、13. 金融機関の融資態度、14. 生産・販売などのための設備、15. 従業員数、16. うち臨時・パートの数、17. 22年度における資金調達方法、〔計数調査項目〕企業収益（実績、実績見込み、見通し）1. 売上高、2. 経常利益、

設備投資（実績、実績見込み、計画） 1. 新規設備投資額、 2. うち土地購入額、 3. ソフトウェア投資額

※

【調査票名】 2－法人企業景気予測調査票（平成22年7～9月）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）資本金、出資金又は基金（以下、資本金という）1千万円以上の法人企業（抽出枠）法人企業統計調査名簿から業種別、資本金規模別に無作為抽出。なお、「金融業、保険業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」については資本金規模1億円以上のみ

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）16,000/1,130,000（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）8月15日現在（系統）（配布）財務省－報告者、（回収）〔ペーパー〕報告者－財務事務所・出張所－財務（支）局・沖縄総合事務局－財務省、〔インターネット〕報告者－財務省

【周期・期日】（周期）四半期（実施期日）7月下旬配布－8月下旬提出期限

【調査事項】〔判断調査項目〕 1. 貴社の景況、 2. 貴社の景況判断の決定要因、 3. 国内の景況、 4. 売上高、 5. 経常利益、 6. 国内需要、 7. 海外需要、 8. 製（商）品・サービスの販売価格、 9. 原材料・製（商）品の仕入れ価格、 10. 製（商）品在庫、 11. 原材料在庫、 12. 資金繰り、 13. 金融機関の融資態度、 14. 生産・販売などのための設備、 15. 従業員数、 16. うち臨時・パートの数、 17. 22年度における設備投資のスタンス、〔計数調査項目〕 企業収益（実績、実績見込み、見通し） 1. 売上高、 2. 経常利益、 設備投資（実績、実績見込み、計画） 1. 新規設備投資額、 2. うち土地購入額、 3. ソフトウェア投資額

※

【調査票名】 3－法人企業景気予測調査票（平成22年10～12月）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）資本金、出資金又は基金（以下、資本金という）1千万円以上の法人企業（抽出枠）法人企業統計調査名簿から業種別、資本金規模別に無作為抽出。なお、「金融業、保険業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」については資本金規模1億円以上のみ

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）16,000/1,130,000（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）11月15日現在（系統）（配布）財務省－報告者、（回収）〔ペーパー〕報告者－財務事務所・出張所－財務（支）局・沖縄総合事務局－財務省、〔インターネット〕報告者－財務省

【周期・期日】（周期）四半期（実施期日）10月下旬配布－11月下旬提出期限

【調査事項】〔判断調査項目〕 1. 貴社の景況、 2. 貴社の景況判断の決定要因、 3.

国内の景況、4. 売上高、5. 経常利益、6. 国内需要、7. 海外需要、8. 製（商）品・サービスの販売価格、9. 原材料・製（商）品の仕入れ価格、10. 製（商）品在庫、11. 原材料在庫、12. 資金繰り、13. 金融機関の融資態度、14. 生産・販売などのための設備、15. 従業員数、16. うち臨時・パートの数、17. 利益配分のスタンス、〔計数調査項目〕企業収益（実績、実績見込み、見通し）1. 売上高、2. 経常利益、設備投資（実績、実績見込み、計画）1. 新規設備投資額、2. うち土地購入額、3. ソフトウェア投資額

※

【調査票名】 4－法人企業景気予測調査票（平成23年1～3月）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）資本金、出資金又は基金（以下、資本金という）1千万円以上の法人企業（抽出枠）法人企業統計調査名簿から業種別、資本金規模別に無作為抽出。なお、「金融業、保険業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」については資本金規模1億円以上のみ

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）16,000/1,130,000（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）2月15日現在（系統）（配布）財務省－報告者、（回収）〔ペーパー〕報告者－財務事務所・出張所－財務（支）局・沖縄総合事務局－財務省、〔インターネット〕報告者－財務省

【周期・期日】（周期）四半期（実施期日）1月下旬配布－2月下旬提出期限

【調査事項】〔判断調査項目〕1. 貴社の景況、2. 貴社の景況判断の決定要因、3. 国内の景況、4. 売上高、5. 経常利益、6. 国内需要、7. 海外需要、8. 製（商）品・サービスの販売価格、9. 原材料・製（商）品の仕入れ価格、10. 製（商）品在庫、11. 原材料在庫、12. 資金繰り、13. 金融機関の融資態度、14. 生産・販売などのための設備、15. 従業員数、16. うち臨時・パートの数、17. 22年度における設備投資のスタンス、〔計数調査項目〕企業収益（実績、実績見込み、見通し）1. 売上高、2. 経常利益、設備投資（実績、実績見込み、計画）1. 新規設備投資額、2. うち土地購入額、3. ソフトウェア投資額

【調査名】 最低賃金に関する実態調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年3月5日

【実施機関】 厚生労働省労働基準局勤労者生活部勤労者生活課

【目的】 本調査は、中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握し、中央最低賃金審議会、地方最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資することを目的とする。

【沿革】 昭和56年から平成9年調査まで「最低賃金に関する基礎調査」として毎年実施され、「最低賃金に関する基礎調査票」のみであったが、平成10年調査から、中小規模事業所の労働者の賃金改定状況をより詳細にとらえるため、「賃金改定状況調査票」を追加し、調査の名称を「最低賃金に関する実態調査」として実施している。

平成22年に、「賃金改定状況調査票」についてサンプルの少ない一部の調査対象以外は職員調査から郵送調査に変更され、「最低賃金に関する基礎調査票」については職員調査から全面的に郵送調査に変更された。

【調査の構成】 1－賃金改定状況調査票 2－最低賃金に関する基礎調査票

【公表】 ホームページ及び印刷物（賃金改定状況調査：中央最低賃金審議会の審議終了後（7月下旬頃）、最低賃金に関する基礎調査：都道府県ごとに地方最低賃金審議会の審議終了後（10月上旬頃までに順次）

※

【調査票名】 1－賃金改定状況調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に基づく次の産業に属する民営事業所のうち、常用労働者30人未満を雇用している事業所とする。（ア）製造業、（イ）卸売業、小売業、（ウ）学術研究、専門・技術サービス業、（エ）宿泊業、飲食サービス業、（オ）生活関連サービス業、娯楽業、（カ）医療、福祉、（キ）サービス業（他に分類されないもの）（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）10,000/2,790,000 （配布）郵送・職員 （取集）郵送・職員 （記入）自計 （把握時）調査実施年の6月1日現在（ただし、労働者に関する事項のうち、一部の調査項目については、調査実施前年の6月1日現在）（系統）厚生労働省－都道府県－労働基準監督署－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年5月上旬～6月中旬

【調査事項】 （ア）事業所に関する事項 1. 主要な生産品の名称又は事業の内容、2. 事業所の労働者数、3. 労働組合の有無、4. 事業所の月間所定労働日数、5. 事業所の通常労働日の1日の所定労働時間数、6. 事業所の前々年度の年間所定労働日数、7. 事業所の前年度の年間所定労働日数、8. 賃金改定

状況 (イ) 労働者に関する事項 1. 性、2. 就業形態、3. 年齢、4. 勤続年数、5. 職種又は仕事の内容、6. 前年6月分の賃金形態、7. 前年6月分の基本給額、8. 前年6月分の諸手当、9. 前年6月分の月間所定労働日数、10. 前年6月分の1日の所定労働時間数、11. 当年6月分の基本給額(見込額)、12. 当年6月分の諸手当(見込額)、13. 当年6月分の諸手当のうち精皆勤手当、通勤手当及び家族手当(各見込額)、14. 当年6月分の月間所定労働日数、15. 当年6月分の1日の所定労働時間数

※

【調査票名】 2-最低賃金に関する基礎調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類に基づく次の産業に属する民営事業所のうち、(ア)及び(イ)の産業については常用労働者100人未満を雇用している事業所とし、その他の産業については常用労働者30人未満を雇用している事業所とする。(ア) 製造業、(イ) 情報通信業のうち新聞業、出版業、(ウ) 卸売業、小売業、(エ) 学術研究、専門・技術サービス業、(オ) 宿泊業、飲食サービス業、(カ) 生活関連サービス業、娯楽業、(キ) 医療、福祉、(ク) サービス業(他に分類されないもの)
(抽出枠) 平成18年事業所・企業統計調査

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 100,000/2,830,000 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の6月1日現在 (系統) 厚生労働省-民間事業者-都道府県-報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年5月上旬~7月中旬

【調査事項】 (ア) 事業所に関する事項 1. 主要な生産品の名称又は事業の内容、2. 事業所の労働者数、3. 労働組合の有無 (イ) 労働者に関する事項 1. 性、2. 就業形態、3. 年齢、4. 勤続年数、5. 職種又は仕事の内容、6. 当年6月分の賃金形態、7. 当年6月分の基本給額(見込額)、8. 当年6月分の精皆勤手当、通勤手当、家族手当及びその他の手当(各見込額)、9. 当年6月分の月間所定労働日数、10. 当年6月分の1日の所定労働時間数

【調査名】 子どもの学習費調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年3月8日

【実施機関】 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

【目的】 子どもを公立又は私立の学校に通学させている保護者が、子どもの学校教育及び学校外活動のために支出した経費並びに世帯の年間収入の実態をとらえ、教育に関する国の諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和27年以降実施しているもので、平成5年度までは「保護者が支出した教育費調査」の名称で毎年実施していたが、平成6年度から名称を「子どもの学習費調査」とし、調査周期を2年に変更している。

【調査の構成】 1－保護者調査票（第1回提出分） 2－保護者調査票（第2回提出分）
3－保護者調査票（第3回提出分） 4－学校調査票

【公表】 ホームページ及び刊行物（平成23年12月）

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－保護者調査票（第1回提出分）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）公立・私立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（全日制）の幼児、児童、生徒の保護者

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）28,592/15,423,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年4月～6月
（系統）文部科学省－都道府県知事－私立学校－報告者、文部科学省－都道府県教育委員会－公立学校－報告者

【周期・期日】 （周期）2年 （実施期日）平成22年9月15日

【調査事項】 学校教育費、学校外活動費、世帯の年間収入

※

【調査票名】 2－保護者調査票（第2回提出分）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）公立・私立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（全日制）の幼児、児童、生徒の保護者

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）28,592/15,423,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年7月～11月
（系統）文部科学省－都道府県知事－私立学校－報告者、文部科学省－都道府県教育委員会－公立学校－報告者

【周期・期日】 （周期）2年 （実施期日）平成23年1月25日

【調査事項】 学校教育費、学校外活動費、世帯の年間収入

※

【調査票名】 3－保護者調査票（第3回提出分）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）公立・私立の幼稚園、小学校、中

学校及び高等学校（全日制）の幼児、児童、生徒の保護者

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）28,592／15,423,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年12月～23年3月 （系統）文部科学省－都道府県知事－私立学校－報告者、文部科学省－都道府県教育委員会－公立学校－報告者

【周期・期日】 （周期）2年 （実施期日）平成23年5月15日

【調査事項】 学校教育費、学校外活動費、世帯の年間収入

※

【調査票名】 4－学校調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）学校 （属性）公立・私立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（全日制）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,127／51,750 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年4月～23年3月 （系統）文部科学省－都道府県知事－報告者（私立学校）、文部科学省－都道府県教育委員会－報告者（公立学校）

【周期・期日】 （周期）2年 （実施期日）平成23年5月15日

【調査事項】 学校納付金、給食費、寄付金

【調査名】 油糧生産実績調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年3月15日

【実施機関】 農林水産省総合食料局食品産業振興課

【目的】 国民の食生活上欠くことのできない植物油脂の生産状況等を把握し、植物油脂施策の基礎資料とすることを目的とする。

【沿革】 平成14年に、「油糧生産実績調査」（企業を対象とする昭和22年から毎月実施の承認統計調査）と「製油工場基礎調査」（工場を対象とする昭和26年から毎年実施の承認統計調査。平成12年から2年周期）が統合されるとともに、企業を対象とする調査に変更された。

平成22年に、製油企業実態調査票が廃止された。

【調査の構成】 1－油糧生産実績調査票

【公表】 ホームページ及び印刷物（月別結果：調査月の翌月下旬、年別結果：調査年の翌年3月下旬）

※

【調査票名】 1－油糧生産実績調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）年間原料処理実績が100トン以上でかつ1日当たりの原料処理能力が10トン以上の植物油脂製造工場を有する企業（抽出枠）（社）日本植物油協会等の名簿に基づき作成した「植物油脂製造企業名簿」

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）45 （配布）郵送・オンライン・FAX （収集）郵送・オンライン・FAX （記入）自計 （把握時）毎月末現在 （系統）農林水産省－報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）調査月の翌月10日

【調査事項】 1. 品目別の原料の処理量及び月末在庫、2. 品目別の油脂（原油）の生産量及び月末在庫、3. 品目別の油かすの生産量及び月末在庫

【調査名】 学校における教育の情報化の実態等に関する調査(平成22年承認)

【承認年月日】 平成22年3月15日

【実施機関】 文部科学省生涯学習政策局参事官(学習情報政策担当)付

【目的】 学校教育及び教育行政のために地方公共団体において整備された教育用情報機器のほか、学校のインターネット接続環境、デジタルテレビ等の整備の状況、教員のICT活用指導力の実態等の状況を明らかにし、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、旧統計法下では「届出統計調査」として扱われてきたが、統計法の全部改正により、一般統計調査として扱われることになった。

【調査の構成】 1-学校における教育の情報化の実態等に関する調査 調査票

【公表】 ホームページ及び刊行物(調査実施年の7月)

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1-学校における教育の情報化の実態等に関する調査 調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)学校 (属性)公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)36,860 (配布)オンライン (取集)オンライン (記入)自計 (把握時)当該年3月1日 (系統)文部科学省-都道府県教育委員会(政令指定都市を含む)- (市区町村教育委員会)- 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年3月~5月

【調査事項】 1. インターネットへの接続状況等、2. コンピュータ等の整備の実態、3. デジタルテレビ等の整備の実態等、4. 教員のICT活用指導力等の実態

【調査名】 組込みソフトウェア産業実態調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年3月15日

【実施機関】 経済産業省商務情報政策局情報処理振興課

【目的】 我が国の組込みソフトウェア産業の実態を把握し、組込みソフトウェアに係る産業政策や国際競争力強化政策の立案のための基礎資料とするため。

【沿革】 本調査は、経済産業省が、我が国の組込みソフトウェア産業の実態を把握し、組込みソフトウェアに係る産業施策や国際競争力の強化等の政策の立案のために必要な基礎資料を得ることを目的として、平成20年から旧統計法上の承認統計調査として実施している。

平成21年調査においては、調査票の回収率の向上を図る観点から、全面的に調査設計の見直しを行うこととし、調査対象の縮小及び調査事項の大幅な削減等を行った上で、次回調査に向けて再検討を行うために、1回限りの調査とした。

【調査の構成】 1－事業責任者向け調査票 2－プロジェクト責任者向け調査票 3－技術者個人向け調査票

【公表】 経済産業省のホームページに掲載（4月下旬予定）

【備考】 調査対象の範囲を組込みソフトウェア産業に関連する企業から組込みソフトウェアの開発に係る企業とし、海外事業者向け調査を廃止。回収率向上の観点から、報告者負担の軽減を考慮し、調査事項を必要最低限のものに全面的に見直し。

※

【調査票名】 1－事業責任者向け調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）組込みソフトウェアが搭載された機器を開発する企業、組込みソフトウェアを開発・提供する企業、組込み機器の開発に利用されるツール・開発環境を開発・提供する企業、これら企業の開発業務に対して開発サービスを提供する企業の事業責任者。（抽出枠）組込みソフトウェアに係る工業会・協会等の名簿から選定

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）4,500 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）企業規模等の基礎データについては調査実施前年会計年度終了時点、それ以外は調査実施前年会計年度又は調査時点 （系統）経済産業省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）3月予定

【調査事項】 1. 貴社について、2. 貴事業について、3. 組込みソフトウェアの開発体制について、4. 組込みソフトウェア開発の外部委託状況について、5. 組込みソフトウェア開発の受託状況について、6. 組込み製品の安全性について、7. 政府の活動について

※

【調査票名】 2－プロジェクト責任者向け調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) 組込みソフトウェアが搭載された機器を開発する企業、組込みソフトウェアを開発・提供する企業、組込み機器の開発に利用されるツール・開発環境を開発・提供する企業、これら企業の開発業務に対して開発サービスを提供する企業のプロジェクト責任者。

(抽出枠) 組込みソフトウェアに関する工業会・協会等の名簿から選定

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 4, 500 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 企業規模等の基礎データについては調査実施前年会計年度終了時点、それ以外は調査実施前年会計年度又は調査時点 (系統) 経済産業省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 3月予定

【調査事項】 1. プロジェクト概要、2. 開発した組込みソフトウェアの概要、3. プロジェクト編成について、4. プロジェクトで発生した不具合、5. プロジェクトの計画・実施・評価について、6. ソフトウェア、エンジニアリング・センター (SEC) 成果について

※

【調査票名】 3－技術者個人向け調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) 組込みソフトウェアが搭載された機器を開発する企業、組込みソフトウェアを開発・提供する企業、組込み機器の開発に利用されるツール・開発環境を開発・提供する企業、これら企業の開発業務に対して開発サービスを提供する企業の技術者個人。(抽出枠) 組込みソフトウェアに関する工業会・協会等の名簿から選定

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 9, 000 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査実施前年会計年度又は調査時点 (系統) 経済産業省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 3月予定

【調査事項】 1. あなたのスキルについて、2. 現在の仕事・プロジェクトについて、3. あなたのプロフィールについて

【調査名】 出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)(平成22年承認)

【承認年月日】 平成22年3月18日

【実施機関】 厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部

【目的】 本調査は、わが国の結婚過程ならびに夫婦の出生力に関する実態と背景を定時的、継続的に調査・計測し、次世代育成支援をはじめとする関連諸施策ならびに将来人口推計に必要な基礎資料を提供することを目的とする。

【沿革】 厚生省が昭和27年以降5年周期で実施しているもの。

本調査は、当初、「出生力調査」の名称で実施していたが、平成4年調査から現在の「出生動向調査」に名称変更を行って実施している。

また、国勢調査の基準人口との整合性を図り、将来推計人口の精度向上を図るため、平成19年調査を2年前倒しし、平成17年から5年周期で実施している。

【調査の構成】 1-夫婦票(結婚されている方への調査票) 2-独身者票(独身の方への調査票)

【公表】 記者発表及びインターネット(夫婦調査:調査年翌年の6月、独身者調査:調査年翌年の9月)

【備考】 今回の変更は、報告者数の増加及びすべての調査票に係る調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1-夫婦票(結婚されている方への調査票)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)妻50歳未満の夫婦 (抽出枠)国民生活基礎調査調査地区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)9,000/13,660,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)調査年の6月1日現在 (系統)厚生労働省-都道府県・保健所設置市・特別区-保健所-調査員-報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)調査年の7月29日

【調査事項】 1.夫婦(及び両親)の人口学的・社会経済的属性(夫婦の出生年月、夫婦の学歴、夫婦の職歴、夫婦の現在の仕事と収入、今後の仕事と収入の見通し、両親の出生年、両親との同別居、夫婦の兄弟姉妹数)、2.夫婦の結婚過程に関する事項(結婚年月(生活を始めた、届け出)、初再婚の別、夫婦の出会い・婚約時期、同棲期間、夫婦の出会いのきっかけ、結婚を決めたきっかけ)、3.夫婦の妊娠・出産・健康に関する事項(夫婦の子ども数、夫婦の妊娠・出産歴、理想子ども数、追加予定子ども数、希望時期、予定子ども数、持つつもりの子どもの数を実現できない原因、理想子ども数を持たない理由、不妊の悩み、不妊治療経験、以前の結婚の子ども数と出生年月、再婚経験者の初婚・離死別の時期)、4.妻の就業と出産・子育てに関する事項

(子どもを持ったときの妻の就労状況)、5. 保育環境・保育資源に関する事項(育児期の両親との同別居・手助け状況、育児期の制度・施設の利用状況・居住地)、6. 妻の結婚・子ども・家族に関する意識(家族形成に関する考え方)

※

【調査票名】 2-独身者票(独身の方への調査票)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)18~49歳独身男女 (抽出枠)
国民生活基礎調査調査地区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)15,000/23,600,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)自計 (把握時)調査年の6月1日
現在 (系統)厚生労働省-都道府県・保健所設置市・特別区-保健所-調査員-報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)調査年の7月29日

【調査事項】 1. 独身者(及び両親)の人口学的・社会経済的属性(出生年月、性別、学歴、本人・両親の仕事、現在の仕事と収入、今後の仕事と収入の見通し、両親の出生年、両親との同別居、両親の学歴、兄弟姉妹数)、2. 結婚への意欲・態度及びその背景に関する事項(結婚の利点、独身の利点、結婚への不安、結婚意欲、結婚の条件、結婚への障害、独身でいる理由)、3. 異性関係・パートナーシップに関する事項(結婚経験、初婚時期、離死別時期、性交渉経験、同棲経験・期間、子ども数、希望子ども数、異性との交際状況・希望、交際相手との出会い(時期・きっかけ・相手の状況)、4. ライフコースに対する考え方(将来のライフコース)、5. 結婚・子ども・家族に関する意識(家族形成に関する考え方、生活スタイル)

【調査名】 社会保障生計調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年3月18日

【実施機関】 厚生労働省社会・援護局保護課

【目的】 生活保護法に基づく被保護世帯の生活実態を明らかにすることによって、生活保護基準の改定等生活保護制度の企画運営のために必要な基礎資料を得るとともに、厚生労働行政の企画運営のために必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、過去、被保護世帯を調査対象とする「被保護者生活実態調査（昭和27年開始の承認統計調査。）及び低所得世帯を調査対象とする「社会保障生計調査」（昭和37年開始の承認統計調査）として個別に実施されていたものであり、平成12年度に両調査の名称を「社会保障生計調査」に統一し、その後、18年度の調査から低所得世帯に対する調査を廃止して現在に至っているものである。

【調査の構成】 1－社会保障生計調査 家計簿

【公表】 報告書作成及びインターネット（調査実施年度の翌年度の3月）

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－社会保障生計調査 家計簿

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）生活保護法に基づく被保護世帯（生活扶助を受けていない世帯、世帯分離している世帯、世帯人員が6人以上の世帯、耕地0.1ヘクタール以上を耕作して農業を営む者のいる世帯、林業、漁業、その他の事業を営む者のいる世帯、保護施設・寮等において賄いを共通としているなど集団的共同生活を営んでいる世帯、賄い付きの同居人のいる世帯、その他不相当と認められる世帯を除く。）

【調査方法】 （選定）無作為抽出及び有意抽出 （客体数）1,110/1,300,000 （配布）調査員 （取集）調査員 （記入）併用 （把握時）4月1日～3月31日 （系統）1. 福祉事務所を設置しない町村：厚生労働省－都道府県－都道府県が設置する福祉事務所－調査員－報告者、2. 市（指定都市及び中核市を除く）、特別区及び福祉事務所を設置する町村：厚生労働省－都道府県－市区町村－市区町村が設置する福祉事務所－調査員－報告者、3. 指定都市及び中核市：厚生労働省－市－市が設置する福祉事務所－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）調査実施年度の翌年度の4月30日

【調査事項】 世帯の状況（世帯類型、住居の種類、世帯員の状況、保護の決定状況等）及び家計簿

【調査名】 特定サービス産業動態統計調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年3月18日

【実施機関】 経済産業省経済産業政策局調査統計部サービス統計室

【目的】 特定サービス産業の売上高、契約高等の経営動向を把握し、景気動向の判断材料に資するとともに、産業振興政策、中小企業政策の推進及びサービス産業の健全な育成のための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 この調査は、毎月調査として昭和62年12月分から実施されている。

当初は、物品賃貸業、情報サービス業、広告業の3業種について、平成5年10月分調査からは、クレジットカード業及びエンジニアリング業の2業種を追加し、5業種で調査を実施してきた。

平成12年1月分調査からは、1. 葬儀業、2. 結婚式場業、3. 映画館、4. 劇場・興行場、興行団、5. ゴルフ場、6. ゴルフ練習場、7. ボウリング場、8. 遊園地・テーマパーク、9. パチンコホール、10. 外国語会話教室、11. カルチャーセンター、12. フィットネスクラブ、平成16年1月分調査からは学習塾、平成20年7月分調査以降はインターネット附随サービス業等を加えて、合計28業種について調査を実施している。

なお、平成12年1月分調査からは、新世代統計システムへの対応を行い、インターネットを活用したオンラインでの申告が開始されている。

【調査の構成】 1-ゴルフ練習場調査票 2-ボウリング場調査票 3-遊園地・テーマパーク調査票 4-パチンコホール調査票 5-葬儀業調査票 6-結婚式場業調査票 7-外国語会話教室調査票 8-カルチャーセンター調査票 9-フィットネスクラブ調査票 10-学習塾調査票 11-インターネット附随サービス業調査票 12-映像情報制作・配給業調査票 13-音楽ソフト制作業調査票 14-新聞業調査票 15-出版業調査票 16-ポストプロダクション業調査票 17-デザイン業調査票 18-機械設計業調査票 19-自動車賃貸業調査票 20-機械等修理業調査票 21-環境計量証明業調査票 22-物品賃貸（リース）業調査票 23-物品賃貸（レンタル）業調査票 24-情報サービス業調査票 25-広告業調査票 26-クレジットカード業調査票 27-エンジニアリング業調査票 28-映画館調査票 29-劇場・興行場、興行団調査票 30-ゴルフ場調査票

【公表】 インターネット及び定期刊行物により公表。速報：調査月の翌々月上旬、確報：調査月の翌々月中旬。

※

【調査票名】 1-ゴルフ練習場調査票

【調査対象】 （地域）都道府県のうち北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島

県、香川県、福岡県の8都道府県（単位）事業所（属性）ゴルフ練習場（日本標準産業分類細分類8044）に属する業務を営む事業所（抽出枠）平成17年特定サービス産業実態調査及び業界団体資料

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）234/2, 707（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎月末日現在（系統）経済産業省一報告者

【周期・期日】（周期）月（実施期日）調査翌月20日

【調査事項】1. 企業・事業所名及び所在地、2. 月末常用従業者数等、3. 利用者数、4. 月間売上高、5. 打席数

※

【調査票名】2-ボウリング場調査票

【調査対象】（地域）都道府県のうち北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県の8都道府県（単位）事業所（属性）ボウリング場（日本標準産業分類細分類8045）に属する業務を営む事業所（抽出枠）平成17年特定サービス産業実態調査及び業界団体資料

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）113/948（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎月末日現在（系統）経済産業省一報告者

【周期・期日】（周期）月（実施期日）調査翌月20日

【調査事項】1. 企業・事業所名及び所在地、2. 月末常用従業者数等、3. 利用者数及びゲーム数、4. 月間売上高

※

【調査票名】3-遊園地・テーマパーク調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）遊園地、テーマパーク（日本標準産業分類細分類8052, 8053）に属する業務を営む事業所（抽出枠）平成17年特定サービス産業実態調査及び業界団体資料

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）31/167（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎月末日現在（系統）経済産業省一報告者

【周期・期日】（周期）月（実施期日）調査翌月20日

【調査事項】1. 企業・事業所名及び所在地、2. 月末常用従業者数等、3. 入場者数、4. 月間売上高

※

【調査票名】4-パチンコホール調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）企業（属性）パチンコホール（日本標準産業分類細分類8064）に属する業務を営む企業（抽出枠）業界団体資料

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 71 / 1, 387 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎月末日現在 (系統) 経済産業省一報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 調査翌月20日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 月末常用従業者数等、3. 月間売上高、4. 設置台数、5. 事業所数

※

【調査票名】 5－葬儀業調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) 葬儀業 (日本標準産業分類細分類 7961) に属する業務を営む企業 (抽出枠) 平成17年特定サービス産業実態調査及び業界団体資料

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 120 / 3, 760 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎月末日現在 (系統) 経済産業省一報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 調査翌月20日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 月末常用従業者数等、3. 取扱件数、4. 月間売上高、5. 事業所数

※

【調査票名】 6－結婚式場業調査票

【調査対象】 (地域) 都道府県のうち北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県の8都道府県 (単位) 事業所 (属性) 結婚式場業 (日本標準産業分類細分類 7962) に属する業務を営む事業所 (抽出枠) 平成17年特定サービス産業実態調査及び業界団体資料

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 201 / 2, 822 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎月末日現在 (系統) 経済産業省一報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 調査翌月20日

【調査事項】 1. 企業・事業所名及び所在地、2. 従業者数、3. 取扱件数、4. 月間売上高、5. 月間操業日数

※

【調査票名】 7－外国語会話教室調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) 外国語会話教授業 (日本標準産業分類細分類 8245) に属する業務を営む企業 (抽出枠) 平成17年特定サービス産業実態調査及び業界団体資料

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 12 / 1, 144 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎月末日現在

(系統) 経済産業省一報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 調査翌月 20 日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 月末常用従業者数等、3. 月間売上高、4. 受講生数及び新規入学生数、5. 開設数、6. 事業所数

※

【調査票名】 8-カルチャーセンター調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) その他の教養・技能教授業 (日本標準産業分類細分類 8249) に属するカルチャーセンター業務を営む事業所 (抽出枠) 平成 17 年特定サービス産業実態調査及び業界団体資料

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 160/698 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎月末日現在 (系統) 経済産業省一報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 調査翌月 20 日

【調査事項】 1. 企業・事業所名及び所在地、2. 月末常用従業者数等、3. 月間売上高、4. 受講生数及び新規受講生数、5. 講座数

※

【調査票名】 9-フィットネスクラブ調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) フィットネスクラブ (日本標準産業分類細分類 8048) に属する業務を営む企業 (抽出枠) 平成 17 年特定サービス産業実態調査及び業界団体資料

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 72/772 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎月末日現在 (系統) 経済産業省一報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 調査翌月 20 日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 月末常用従業者数等、3. 利用者数、4. 月間売上高、5. 会員数、6. 事業所数

※

【調査票名】 10-学習塾調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) 学習塾 (日本標準産業分類小分類 823) に属する業務を営む企業 (抽出枠) 業界団体資料

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 193/1,165 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎月末日現在 (系統) 経済産業省一報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 調査翌月 20 日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 月末常用従業者数等、3. 月間売上高、4. 受講生数、5. 事業所数

※

【調査票名】 11－インターネット付随サービス業調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) インターネット付随サービス業 (日本標準産業分類小分類401) の業務を営む企業 (抽出枠) 事業所・企業統計調査 (18年確報)

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 139/2,493 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 毎月末日現在 (系統) 経済産業省一報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 調査翌月20日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 事業所数、3. 月末常用従業者数等、4. 月間売上高

※

【調査票名】 12－映像情報制作・配給業調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) 映像情報制作・配給業 (日本標準産業分類小分類411) の業務を営む企業 (抽出枠) 業界団体資料

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 218/223 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 毎月末日現在 (系統) 経済産業省一報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 調査翌月20日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 事業所数、3. 月末常用従業者数等、4. 月間売上高

※

【調査票名】 13－音楽ソフト制作業調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) レコード制作業 (日本標準産業分類細分類4121) の業務を営む企業 (抽出枠) 業界団体資料

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 29/280 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 毎月末日現在 (系統) 経済産業省一報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 調査翌月20日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 事業所数、3. 月末常用従業者数等、4. 月間売上高

※

【調査票名】 14－新聞業調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) 新聞業 (日本標準産業分類小分類4131) の業務を営む企業 (抽出枠) 業界団体資料

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 98/99 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 毎月末日現在 (系統) 経済産業省一報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日) 調査翌月20日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 事業所数、3. 月末常用従業者数等、4. 月間売上高

※

【調査票名】 15-出版業調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)出版業(日本標準産業分類小分類414)の業務を営む企業 (抽出枠)業界団体資料

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)46/560 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎月末日現在 (系統)経済産業省一報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日) 調査翌月20日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 事業所数、3. 月末常用従業者数等、4. 月間売上高

※

【調査票名】 16-ポストプロダクション業調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業(日本標準産業分類細分類4169)のポストプロダクション業務を営む企業 (抽出枠)業界団体資料

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)102/103 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎月末日現在 (系統)経済産業省一報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日) 調査翌月20日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 事業所数、3. 月末常用従業者数等、4. 月間売上高

※

【調査票名】 17-デザイン業調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)デザイン業(日本標準産業分類小分類726)の業務を営む企業 (抽出枠)事業所・企業統計調査(18年確報)

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)298/9,902 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎月末日現在 (系統)経済産業省一報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日) 調査翌月20日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 事業所数、3. 月末常用従業者数等、4. 月間売上高

※

【調査票名】 18-機械設計業調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) 機械設計業 (日本標準産業分類小分類 7 4 3) の業務を営む企業 (抽出枠) 業界団体資料

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 3 3 / 1 3 0 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 毎月末日現在 (系統) 経済産業省一報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 調査翌月 2 0 日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 事業所数、3. 月末常用従業者数等、4. 月間売上高

※

【調査票名】 1 9 - 自動車賃貸業調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) 自動車賃貸業 (日本標準産業分類小分類 7 0 4) のレンタル、リース業務を営む企業 (抽出枠) 業界団体資料

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 2 4 0 / 5 0 4 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 毎月末日現在 (系統) 経済産業省一報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 調査翌月 2 0 日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 事業所数、3. 月末常用従業者数等、4. 月間売上高、5. レンタル業務の月間契約台数、月間売上高、6. リース業務の月間契約台数、月間売上高

※

【調査票名】 2 0 - 機械等修理業調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) 機械修理業, 電気機械器具修理業 (日本標準産業分類小分類 9 0 1, 9 0 2) の業務を営む企業 (抽出枠) 事業所・企業統計調査 (1 8 年確報)

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 4 1 5 / 1 3, 4 7 9 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 毎月末日現在 (系統) 経済産業省一報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 調査翌月 2 0 日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 事業所数、3. 月末常用従業者数等、4. 月間売上高

※

【調査票名】 2 1 - 環境計量証明業調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) 環境計量証明業 (日本標準産業分類細分類 7 4 5 2) の業務を営む企業 (抽出枠) 業界団体資料

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 1 3 2 / 5 5 6 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 毎月末日現在 (系統) 経済産業省一報告者

者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査翌月20日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 事業所数、3. 月末常用従業者数等、4. 月間売上高

※

【調査票名】 22-物品賃貸(リース)業調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業(日本標準産業分類小分類701, 702, 703)に属するリース業務を営む企業(抽出枠)平成17年特定サービス産業実態調査及び業界団体資料

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)39/561 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末日現在 (系統)経済産業省一報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査翌月20日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 事業所数、3. 月末常用従業者数等、4. リース月間契約高及びリース物件月間購入額、5. 月間売上高

※

【調査票名】 23-物品賃貸(レンタル)業調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業(日本標準産業分類小分類701, 702, 703)及び音楽・映像記録物賃貸業(日本標準産業分類細分類7092)のレンタル業務を営む企業(抽出枠)平成17年特定サービス産業実態調査及び業界団体資料

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)223/2,770 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末日現在 (系統)経済産業省一報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査翌月20日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 事業所数、3. 月末常用従業者数等、4. 月間売上高

※

【調査票名】 24-情報サービス業調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業(日本標準産業分類小分類391, 392)に属する業務を営む企業(抽出枠)平成17年特定サービス産業実態調査及び業界団体資料

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)229/5,050 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末日現

在 (系統) 経済産業省一報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 調査翌月 20 日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 事業所数、3. 月末常用従業者数等、4. 月間売上高

※

【調査票名】 25-広告業調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) 広告業 (日本標準産業分類小分類 731) に属する業務を営む企業 (抽出枠) 平成17年特定サービス産業実態調査及び業界団体資料

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 106/3, 180 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎月末日現在 (系統) 経済産業省一報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 調査翌月 20 日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 事業所数、3. 月末常用従業者数等、4. 月間売上高

※

【調査票名】 26-クレジットカード業調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) クレジットカード業 (日本標準産業分類細分類 6431) に属する業務を営む企業 (抽出枠) 平成17年特定サービス産業実態調査及び業界団体資料

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 71/358 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎月末日現在 (系統) 経済産業省一報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 調査翌月 20 日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 事業所数、3. 月末常用従業者数等、4. 月間売上高

※

【調査票名】 27-エンジニアリング業調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) その他の技術サービス業 (日本標準産業分類細分類 7499) に属するエンジニアリング業務を営む企業 (抽出枠) 平成17年特定サービス産業実態調査及び業界団体資料

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 90/294 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎月末日現在 (系統) 経済産業省一報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 調査翌月 20 日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. 事業所数、3. 月末常用従業者数等、4. エ

ン지니어リング業務の月間受注高、5. 月間売上高

※

【調査票名】 28-映画館調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 映画館 (日本標準産業分類小分類801) に属する業務を営む事業所 (抽出枠) 平成17年特定サービス産業実態調査及び業界団体資料

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 242/716 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎月末日現在 (系統) 経済産業省-報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 調査翌月20日

【調査事項】 1. 企業・事業所名及び所在地、2. 月末常用従業者数等、3. 上映種別別入場者数、4. 月間売上高、5. スクリーン数及び座席数

※

【調査票名】 29-劇場・興行場、興行団調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 興行場、興行団 (日本標準産業分類小分類802) に属する業務を営む事業所 (抽出枠) 平成17年特定サービス産業実態調査及び業界団体資料

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 83/698 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎月末日現在 (系統) 経済産業省-報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 調査翌月20日

【調査事項】 1. 企業・事業所名及び所在地、2. 月末常用従業者数等、3. 入場者数、4. 月間売上高

※

【調査票名】 30-ゴルフ場調査票

【調査対象】 (地域) 都道府県のうち北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県の8都道府県 (単位) 事業所 (属性) ゴルフ場 (日本標準産業分類細分類8043) に属する業務を営む事業所 (抽出枠) 平成17年特定サービス産業実態調査及び業界団体資料

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 219/2,026 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎月末日現在 (系統) 経済産業省-報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 調査翌月20日

【調査事項】 1. 企業・事業所名及び所在地、2. 月末常用従業者数等、3. 利用者数、4. 月間売上高、5. 月間営業日数、6. 営業ホール数

【調査名】 建設労働需給調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年3月18日

【実施機関】 国土交通省総合政策局建設市場整備課

【目的】 建設技能労働者の需給状況等を職種別・地域別に毎月調査することにより、公共事業を始めとする建設工事に必要な労働力の円滑な確保に資するとともに、適切な建設労働対策を推進するための基礎資料とする。

【調査の構成】 1－建設労働需給調査票

【公表】 記者発表、インターネット及び報告書（年1回）による公表（調査日の翌月末）

【備考】 今回の変更は、標本設計等の変更。

※

【調査票名】 1－建設労働需給調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）建設業法上の許可を受けた資本金300万円以上の建設業者に属する事業所 （抽出枠）建設業許可業者名簿及び公共工事競争参加資格有資格者名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000/398,770 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月10日～20日までの間で、日曜日、休日等を除いた作業が通常の形で行われた適当な1日 （系統）国土交通省－北海道開発局・地方整備局・内閣府沖縄総合事務局－報告者、国土交通省－報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）毎月25日まで

【調査事項】 1. 手持現場数、2. 残業・休日作業を強化中の現場数及びその理由、3. 確保している労働者数及び確保先の別、4. 確保したかったが出来なかった労働者数、5. 確保したが過剰となった労働者数、6. 今後の労働者の確保の難易に関する見込み及び確保が困難であるとする場合の理由

【調査名】 生コンクリート流通統計調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年3月18日

【実施機関】 経済産業省製造産業局住宅産業窯業建材課

【目的】 生コンクリート産業は、産業としての規模も大きく、建設基礎資材として重要産業に発展しており、また、その製品特性（製品耐久時間：60分～90分）から地域に密着した産業であるため、公共工事等の建設活動の動向把握のために需要先別出荷内訳や原材料等の流通動向を調査し、各種行政施策の基礎資料とする。

【沿革】 昭和36年から開始された「生コンクリート実態調査」（四半期調査）に端を発する調査であり、昭和45年、「生コンクリート工業実態調査」、翌昭和46年、「生コンクリート四半期報」、昭和48年、「生コンクリート統計四半期報」と改称され現在に至っている。

【調査の構成】 1－生コンクリート統計四半期報

【公表】 <生コンクリート統計四半期報>ホームページ：每期調査票提出月の翌月、
刊行物：每期調査票提出月の翌々月、<生コンクリート統計年報>ホームページ：翌年4月、刊行物：翌年5月

※

【調査票名】 1－生コンクリート統計四半期報

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）生コンクリートを生産する設備を保有し、ミキサの混練能力が月産14,000立法メートル以上の事業所。
（抽出枠）全国生コンクリート工業組合連合会・協同組合連合会の会員名簿、工業統計調査の調査対象者名簿、生産動態統計調査（窯業・建材）の調査対象者名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）2,500 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎四半期末 （系統）経済産業省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）1月～3月期分：5月上旬頃まで、4月～6月期分：7月中旬頃まで、7月～9月期分：10月中旬頃まで、10月～12月期分：翌年1月中旬頃まで

【調査事項】 1. 生コンクリート需要先別出荷内訳、2. 原材料、3. 労務、4. プラント、ミキサの容量及び基数別設備状況

【調査名】 **メッシュ標本調査の試行調査（平成22年承認）**

【承認年月日】 平成22年3月19日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課

【目的】 本調査は、作物統計調査のうち、メッシュ母集団情報に基づく標本調査への移行を検討している耕地面積調査、水稲の作付面積調査及び水稲の収穫量調査について、メッシュ母集団情報を利用した試行調査を実施し、想定される諸課題等を検証し、耕地面積、水稲作付面積及び水稲収穫量を効率的かつ正確に把握するための標本調査手法を設計するための資料を得ることを目的として実施する。

【沿革】 本調査は、平成22年に1回限りの調査として実施。

【調査の構成】 1－実測調査票 2－水稲メッシュ標本筆調査票

【公表】 非公表

【備考】 本調査では、報告者の負担軽減のため、便宜上、報告者からの報告に代えて、農林水産省職員又は調査員が実測により調査を行う。

※

【調査票名】 1－実測調査票

【調査対象】 （地域）宮城県、埼玉県、静岡県、石川県、愛知県、和歌山県、香川県、鹿児島県 （単位）農家 （属性）耕地の所有者又は耕作者

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）6,654/430,000 （配布）調査員・職員 （収集）調査員・職員 （記入）他計 （把握時）平成22年11月1日現在 （系統）農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター－統計調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年10月中旬～12月下旬

【調査事項】 ア. 抽出したメッシュ内の耕地の面積（田畑別）、イ. 抽出したメッシュ内の水稲の作付面積

※

【調査票名】 2－水稲メッシュ標本筆調査票

【調査対象】 （地域）埼玉県、和歌山県、香川県 （単位）農家 （属性）水稲を作付けしている耕地の所有者又は耕作者

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）430/105,000 （配布）調査員・職員 （収集）調査員・職員 （記入）他計 （把握時）平成22年産水稲の収穫期 （系統）農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター－統計調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年8月下旬～11月下旬

【調査事項】 抽出したメッシュ内の水稲の1筆ごとの単収（10アール当たりの収穫量）

【調査名】 特定作物統計調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年3月19日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課

【目的】 本調査は、豆類（小豆、いんげん及びらっかせい）、そば、なたね、こんにゃくいも及び「い（イグサ）」の生産に関する実態を明らかにし、戸別所得補償制度の推進、関税割当数量の算定、共済基準収穫量の算定、生産振興対策等の推進のための資料を整備することを目的に実施する。

【沿革】 本調査は、平成13年度に作物統計調査（当時は指定統計調査。現在は基幹統計調査。）及び生産関連の5承認統計調査を再編した際に設けられた基準に基づき、作物統計調査では把握されない作物のうち、個別制度との関連で、作付面積及び収穫量について把握することが必要と考えられる作物を対象として、平成14年度（14年産）から実施されている。

調査開始以来、小豆、いんげん、らっかせい、そば、こんにゃくいも及び「い（イグサ）」の6品目を把握の対象として実施されてきたが、平成22年度（22年産）からは、なたねを追加し、7品目を把握対象として実施されている。

【調査の構成】 1－豆類作付面積調査 郵送調査票（団体用） 2－豆類収穫量調査 郵送調査票（団体用） 3－そば作付面積調査・収穫量調査 郵送調査票（団体用） 4－豆類・そば収穫量調査 郵送調査票（経営体用） 5－なたね（子実用）作付面積調査・収穫量調査 郵送調査票（団体用） 6－なたね（子実用）収穫量調査 郵送調査票（経営体用） 7－こんにゃくいも作付面積調査・収穫量調査 郵送調査票（団体用） 8－こんにゃくいも収穫量調査 郵送調査票（経営体用） 9－い作付面積調査・収穫量調査 郵送調査票（団体用）

【公表】 印刷物及びインターネット（概要：調査品目により、8月下旬～翌年2月下旬、詳細：調査品目により、翌年6月～翌年10月）

【備考】 今回の変更は、「そば」の収穫量調査について従前の主産県調査から全国調査への変更、及び「なたね」について新規に調査対象品目として追加。

※

【調査票名】 1－豆類作付面積調査 郵送調査票（団体用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）農協等関係団体 （属性）豆類（小豆、いんげん、らっかせい）を取り扱った農協、その他の関係団体

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）350 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）北海道：7月1日現在、都府県：9月1日現在 （系統）農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）北海道：6月下旬、都府県：8月下旬

【調査事項】 豆類（小豆、いんげん、らっかせい）の作付面積

※

【調査票名】 2－豆類収穫量調査 郵送調査票（団体用）

【調査対象】 （地域）主産県（ただし3年周期で全国）（単位）農協等関係団体（属性）豆類（小豆、いんげん、らっかせい）を取り扱った農協、その他の関係団体

【調査方法】 （選定）全数（客体数）210（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）収穫期（系統）農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）収穫期

【調査事項】 豆類（小豆、いんげん、らっかせい）の作付面積、集荷量等

※

【調査票名】 3－そば作付面積調査・収穫量調査 郵送調査票（団体用）

【調査対象】 （地域）全国（単位）農協等関係団体（属性）「そば」を取り扱った農協、その他の関係団体

【調査方法】 （選定）全数（客体数）320（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）収穫期（系統）農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）収穫期

【調査事項】 「そば」の作付面積、集荷量等

※

【調査票名】 4－豆類・そば収穫量調査 郵送調査票（経営体用）

【調査対象】 （地域）豆類：主産県（3年周期で全国）、そば：全国（単位）農林業経営体（属性）2005年農林業センサスにおいて「その他の豆類」又は「その他の雑穀」を販売目的で作付けたと回答した農林業経営体

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）1,910/36,200 3,900/40,800（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）収穫期（系統）農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）収穫期

【調査事項】 豆類（小豆、いんげん、らっかせい）又は「そば」の作付面積、収穫量（出荷量、自家消費等の量）等

※

【調査票名】 5－なたね（子実用）作付面積調査・収穫量調査 郵送調査票（団体用）

【調査対象】 （地域）全国（単位）農協等関係団体（属性）「なたね」を取り扱った農協、その他の関係団体

【調査方法】 （選定）全数（客体数）2,100（配布）郵送（収集）郵送（記

入) 自計 (把握時) 収穫期 (系統) 農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 収穫期

【調査事項】 「なたね」の作付面積、集荷量等

※

【調査票名】 6－なたね(子実用) 収穫量調査 郵送調査票(経営体用)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 農林業経営体 (属性) 2005年農林業センサスにおいて「その他の工芸農作物」を販売目的で作付けたと回答した農林業経営体

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1,900/7,300 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 収穫期 (系統) 農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 収穫期

【調査事項】 「なたね」の作付面積、収穫量(出荷量、自家消費等の量)等

※

【調査票名】 7－こんにゃくいも作付面積調査・収穫量調査 郵送調査票(団体用)

【調査対象】 (地域) 主産県(ただし3年周期で全国) (単位) 農協等関係団体 (属性) こんにゃくいもを取り扱った農協、その他の関係団体

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 10 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 収穫期 (系統) 農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 収穫期

【調査事項】 こんにゃくいもの作付面積、集荷量等

※

【調査票名】 8－こんにゃくいも収穫量調査 郵送調査票(経営体用)

【調査対象】 (地域) 主産県(ただし3年周期で全国) (単位) 農林業経営体 (属性) 2005年農林業センサスにおいて「その他の工芸農作物」を販売目的で作付けたと回答した農林業経営体

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 260/2,700 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 収穫期 (系統) 農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 収穫期

【調査事項】 こんにゃくいもの作付面積、収穫量(出荷量、自家消費等の量)等

※

【調査票名】 9－い作付面積調査・収穫量調査 郵送調査票(団体用)

【調査対象】 (地域) 主産県 (単位) 農協等関係団体 (属性) 「い(イグサ)」を取

り扱った農協、その他の関係団体

- 【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 10 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入)
自計 (把握時) 収穫期 (系統) 農林水産省－地方農政局－地方農政事務
所－統計・情報センター－報告者
- 【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 収穫期
- 【調査事項】 「い(イグサ)」の作付面積、集荷量等

【調査名】 農業協同組合及び同連合会一斉調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年3月19日

【実施機関】 農林水産省経営局協同組織課

【目的】 信用、共済、販売等の事業を総合的に行う総合農協、特定の業務に特化して事業を行う農業協同組合連合会（都道府県区域）及び特定業種に特化して事業を行う専門農協の指導・監督や制度の見直し等のための資料を整備するとともに広く国民に情報を提供する。

【沿革】 本調査は、農林水産省が農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人を調査対象として、昭和24年以降毎年実施している。

平成16年度調査において、8種類の調査票の簡素化を図り、平成19年度調査には、農業組合法人一斉調査を廃止し、3種類の調査票とした。

また、平成20年度調査から、専門農業協同組合を調査対象とする調査（農業協同組合一斉調査票（専門農協））は、2年周期で実施することに変更した。

【調査の構成】 1－農業協同組合一斉調査票（総合農協） 2－農業協同組合連合会（都道府県区域）一斉調査票 3－農業協同組合一斉調査票（専門農協）

【公表】 印刷物及びインターネット（調査翌年の3月）

【備考】 今回の変更は、農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）で定める財務諸表の勘定科目の変更に伴う調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－農業協同組合一斉調査票（総合農協）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）農業協同組合 （属性）農業協同組合（総合農協）
（抽出枠）農業協同組合名簿（総合農協）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）779 （配布）郵送・オンライン （取集）
郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）調査年の前年4月1日から調査年の3月31日までの間に終了した事業年度（12か月）の状況について、当該事業年度末現在 （系統）農林水産省－都道府県－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）5月下旬～7月末

【調査事項】 1. 組合の名称、住所及び設立登記年月日、2. この調査票に記入した事業年度、3. 組合の地帯分類、4. 組合員数及び複数正組合員制、5. 役員数及び役員選出方法、6. 職員、7. 組合員の資格、8. 組合員組織、9. 労働時間・給与・定年制、10. 実施した事業、11. 専属利用契約、12. 信用事業及び共済事業の委託施設の状況、13. 共同利用施設の状況、14. 事業契約、15. 貸借対照表、16. 損益計算書、17. 剰余金処分（損失金処理）、18. この事業年度中に支払った諸税、19. 勘定科目の内訳、20. 部門別損益計算書、21. 信用事業、22. 系統外出資等の状況、2

3. 購買事業、24. 販売事業、25. 加工事業、26. 購買店舗数、27. 補助金等

※

【調査票名】 2－農業協同組合連合会（都道府県区域）一斉調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）農業協同組合連合会 （属性）農業協同組合連合会（都道府県区域）（全国区域、2県以上全国区域未満及び県区域未満の連合会を除く。） （抽出枠）農業協同組合連合会名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）103 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）調査年の前年4月1日から調査年の3月31日までの間に終了した事業年度（12か月）の状況について、当該事業年度末現在 （系統）農林水産省－都道府県－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）5月下旬～7月末

【調査事項】 1. 連合会の名称、住所及び設立登記年月日等、2. 会員数、3. 附加議決（選挙）権、4. 役員数、5. 補助金・助成金、6. 本事業年度中に納付した諸税、7. 外部出資、8. 剰余金処分又は損失金処理計算書、9. 職員数及び本所、支所、出張所、代理所数等、10. 職員給与状況、11. 信連の財務諸表、12. 厚生連の財務諸表、13. 経済連の財務諸表、その他の連合会の財務諸表、14. 信連貸借対象表の明細、15. 購買・販売事業、16. 加工（製造）事業、17. 農業倉庫事業、18. 共同利用施設等の所有状況

※

【調査票名】 3－農業協同組合一斉調査票（専門農協）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）農業協同組合 （属性）農業協同組合（専門農協）（抽出枠）農業協同組合名簿（専門農協）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）796 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時） （系統）農林水産省－都道府県－報告者

【周期・期日】 （周期）2年 （実施期日）5月下旬～7月末

【調査事項】 1. 組合の名称、住所等、2. 出資・非出資の別、3. この調査票に記入した事業年度の始期と終期、4. 組合員数、5. 役員数、6. 職員数、7. 職員の給与状況、8. 株式会社への株式取得状況、9. 財務状況、10. 損益状況、11. 剰余金処分又は損失金処理計算書、12. 補助金、13. この事業年度中に支払った諸税、14. 購買事業、15. 販売事業、16. 加工事業、17. その他の事業、18. 共同利用施設所有状況

【調査名】 環境保健サーベイランス調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年3月25日

【実施機関】 環境省総合環境政策局環境保健部企画課保健業務室

【目的】 本調査は、昭和62年の公害健康被害の補償に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「公害健康被害補償法」という。）の改正に伴う中央公害対策審議会答申及び国会附帯決議等を踏まえ、長期的かつ予見的観点をもって、地域人口集団の健康状態と環境汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要な措置を講ずることを目的として実施するものである。

【調査の構成】 1－健康調査票（3歳児用） 2－健康調査票（6歳児用）

【公表】 ホームページ及び報告書（調査実施の翌年度末）

※

【調査票名】 1－健康調査票（3歳児用）

【調査対象】 （地域）ア：公害健康被害補償法に基づく旧指定地域の一部：千葉市、墨田区、横浜市、川崎市、名古屋市、東海市、四日市市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、北九州市、イ：アの近隣地域：草加市、柏・我孫子市、中野区、相模原市、岐阜市、大垣市、安城市、大東市、西宮・芦屋市、広島市、福岡市、島原地域、ウ：ア及びイ以外のその他の地域：小樽市、旭川市、釧路市、八戸市、秋田市、横手地域、佐野市、高岡市、甲府市、松本市、和歌山市、宇部・山陽小野田市、大分市、宮崎地域、那覇市（単位）個人（属性）調査対象地域に居住する3歳児

【調査方法】 （選定）全数（客体数）90,000（配布）郵送（収集）健康診査時に回収（記入）自計（把握時）各地方公共団体が実施する3歳児健康診査時（通年）（系統）環境省（民間事業者）－地方公共団体（保健所）－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）通年実施 3歳児健康診査時回収

【調査事項】 居住地、居住地情報（居住歴、構造等）、喘息等の呼吸器疾患に影響を与える因子（ペット、タバコ、アレルギー歴、家族歴）、対象者の呼吸器症状等

※

【調査票名】 2－健康調査票（6歳児用）

【調査対象】 （地域）ア：公害健康被害補償法に基づく旧指定地域の一部：千葉市、墨田区、横浜市、川崎市、名古屋市、東海市、四日市市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、北九州市、イ：アの近隣地域：草加市、柏・我孫子市、中野区、相模原市、岐阜市、大垣市、安城市、大東市、西宮・芦屋市、広島市、福岡市、島原地域、ウ：ア及びイ以外のその他の地域：小樽市、旭川市、釧路市、八戸市、秋田市、横手地域、佐野市、高岡市、甲府市、松本市、和歌山市、

宇部・山陽小野田市、大分市、宮崎地域、那覇市 （単位）個人 （属性）
調査対象地域に居住する6歳児

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）90,000 （配布）調査対象地域の小学校
を通じて配布 （収集）当該小学校を通じて回収 （記入）自計 （把握時）
6月 （系統）環境省（民間事業者）－地方公共団体（小学校）－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）6月実施

【調査事項】 居住地、居住地情報（居住歴、構造等）、喘息等の呼吸器疾患に影響を
与える因子（ペット、タバコ、アレルギー歴、家族歴）、対象者の呼吸器症状
等

【調査名】 非鉄金属等需給動態統計調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年3月25日

【実施機関】 資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課

【目的】 非鉄金属等の需給の実態を明らかにすることにより、我が国における非鉄金属等の安定的かつ効率的な供給の確保を図るため及び鉱物資源に関する政策の基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和27年4月以降、旧統計法に基づく指定統計調査として実施してきた。

調査開始当初は、主に戦後の経済統制下における物質の割当て、配給監査のための基礎資料として利用されてきたが、その後、経済分析、個別産業の需給調整のための基礎資料へと利用目的が変化してきた。

このため、諮問第276号の答申「石油製品需給動態統計調査等需給・流通統計調査の改正について」（平成13年10月12日統計審議会答申）を受けて、平成14年1月調査以降、統計報告調整法に基づく統計報告の徴集（承認統計調査）として実施していたが、統計法の全部改正により、一般統計調査に移行した。

【調査の構成】 1－非鉄金属等需給月報（生産業者用） 2－非鉄金属等需給月報（販売業者用） 3－非鉄金属等需給月報（消費者用）

【公表】 インターネット（調査月の翌々月の中旬）、「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計月報」（調査月の翌々月25日頃）、「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計年報」（調査年の翌年6月末頃）

※

【調査票名】 1－非鉄金属等需給月報（生産業者用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）非鉄金属等の掘採、選鉱又は製錬（再生を除く。）を行う事業者（抽出枠）事業所・企業統計調査名簿を用いて選定する。また、毎年更新される工業統計調査名簿を用いて選定事業者の確認を行う。

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）22 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン・FAX （記入）自計 （把握時）毎月末現在 （系統）経済産業省－民間事業者－報告者（配布）、報告者－経済産業省（回収）

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）翌月12日

【調査事項】 受入重量（自社生産、委託生産、その他）、消費重量、出荷重量（国内販売、その他）、月末在庫重量、用途別国内販売内訳重量

※

【調査票名】 2－非鉄金属等需給月報（販売業者用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）非鉄金属等を他から購入（輸入を含む。）し、販売を業とする事業者（抽出枠）商業統計調査名簿

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 78 / 600 (配布) 郵送・オンライン
(収集) 郵送・オンライン・FAX (記入) 自計 (把握時) 毎月末
現在 (系統) 経済産業省－民間事業者－報告者 (配布)、報告者－経済産
業省 (回収)

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 翌月 12 日

【調査事項】 受入重量、出荷重量 (国内販売、その他)、月末在庫重量

※

【調査票名】 3－非鉄金属等需給月報 (消費者用)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 非鉄金属等を消費している事業
者 (抽出枠) 工業統計調査名簿

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 629 / 3, 600 (配布) 郵送・オ
ンライン (収集) 郵送・オンライン・FAX (記入) 自計 (把握時)
毎月末現在 (系統) 経済産業省－民間事業者－報告者 (配布)、報告者－
経済産業省 (回収)

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 翌月 12 日

【調査事項】 自家発生・自家生産重量、受入重量、消費重量、出荷重量、月末在庫重量、
用途別消費重量内訳

【調査名】 通信・放送産業動態調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年3月25日

【実施機関】 総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課情報通信経済室

【目的】 通信・放送産業を構成する電気通信業、放送業及び有線テレビジョン放送業の活動を動態的に把握し、機動的な情報通信政策の企画推進に資するとともに、通信・放送産業の健全な発展を図るための基礎資料とする。

【沿革】 従来、「サービス産業動向調査」との重複対象事業所用に、同調査に必要な「従業者の状況」を調査項目に加えていたが、平成22年に、同調査との調整により「従業者の状況」は同調査が把握することとなったことから本調査で把握する必要がなくなり、重複対象事業所用の調査票が廃止された。

【調査の構成】 1－通信・放送産業動態調査調査票（電気通信事業用） 2－通信・放送産業動態調査調査票（放送事業用） 3－通信・放送産業動態調査調査票（有線テレビジョン放送事業用）

【公表】 印刷物及びインターネット（調査票回収終了からおおむね1か月後）

※

【調査票名】 1－通信・放送産業動態調査調査票（電気通信事業用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類（平成19年1月改訂）小分類「固定電気通信業」、「移動電気通信業」に属する企業のうち以下を対象とする。登録電気通信事業者（悉皆）、届出電気通信事業者（資本金及び出資金額3,000万円以上の企業）（抽出枠）平成22年度調査においては、平成21年度通信・放送産業基本調査の売上高を、平成23年以降の調査においては、情報通信業基本調査の売上高を基に選定

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）80/15,000 （配布）郵送・オンライン （収集）オンライン・FAX （記入）自計 （把握時）四半期末（系統）総務省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）毎四半期末月の翌月10日

【調査事項】 売上高の状況、業況の見通し

※

【調査票名】 2－通信・放送産業動態調査調査票（放送事業用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類（平成19年1月改訂）小分類「民間放送業（有線放送業を除く）」に属する企業（抽出枠）平成22年度調査においては、平成21年度通信・放送産業基本調査の売上高を、平成23年以降の調査においては、情報通信業基本調査の売上高を基に選定

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）54/550 （配布）郵送・オンライン （収集）オンライン・FAX （記入）自計 （把握時）四半期末（系統）

総務省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 四半期 (実施期日) 毎四半期末月の翌月 10 日

【調査事項】 売上高の状況、業況の見通し

※

【調査票名】 3－通信・放送産業動態調査調査票（有線テレビジョン放送事業用）

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) 日本標準産業分類（平成 19 年 1 月改訂）細分類「有線テレビジョン放送業」に属する企業のうち、資本金及び出資金額 3,000 万円以上の企業 (抽出枠) 平成 22 年度調査においては、平成 21 年度通信・放送産業基本調査の売上高を、平成 23 年以降の調査においては、情報通信業基本調査の売上高を基に選定

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 30 / 250 (配布) 郵送・オンライン
(収集) オンライン・FAX (記入) 自計 (把握時) 四半期末 (系統)
総務省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 四半期 (実施期日) 毎四半期末月の翌月 10 日

【調査事項】 売上高の状況、業況の見通し

【調査名】 石油設備調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年3月25日

【実施機関】 資源エネルギー庁資源・燃料部政策課

【目的】 石油業者が有する貯油設備等の実態を調査し、石油設備に関する行政施策の基礎資料を得ること、また、石油産業界が自ら設備増強・廃棄計画等の立案や石油製品の供給・調達体制の整理合理化を図る上での基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 昭和25年に開始された。昭和54年以降「精製部門調査票」が、平成4年以降「販売部門調査票」が隔年実施となった。

平成8年に「精製部門調査票」が廃止され、「販売部門調査票」のみとなった。また、調査対象者から、石油精製業者が除かれた。

平成14年調査は実施されず、平成15年以降、隔年調査を再開した。

平成15年以降、石油精製業者が調査対象に追加された。

【調査の構成】 1－設備調査票

【公表】 経済産業省のホームページにて公表（9月）

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－設備調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年12月27日法律第96号）第13条、第23条、第24条、第25条に基づく届出・登録のあったもの（石油備蓄義務者）のうち対象設備を有している者及び石油備蓄義務者が使用権を有する対象設備の所有権を有する企業（抽出枠）石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく届出・登録簿及び石油製品需給動態統計調査の対象事業者名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）230 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）3月末日 （系統）経済産業省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）2年 （実施期日）5月31日

【調査事項】 1. 貯油設備：所在地別・油種別の基数及び容量（原油、粗ガソリン、粗灯油、粗軽油、粗重油、半製品計、ガソリン、ナフサ、ジェット燃料油、灯油、軽油、A重油、B・C重油、重油計、燃料油計、P・P、P・B、B・B、LPG計）2. タンクローリー：都道府県別・区分別の台数及び容量（白油、黒油、LPG）

【調査名】 石油輸入調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年3月25日

【実施機関】 資源エネルギー庁資源・燃料部政策課

【目的】 我が国の原油輸入について、油種、性状、供給源、輸送等の動態を把握し、行政施策並びに国際機関に対する報告に資することを目的とする。

【沿革】 昭和48年の世界的な石油危機以来、OECD、IEAでは、エネルギー計画及び対策等の必要性から加盟各国に対して石油輸入に関するデータの提供を要求している。

当初は、その都度、業界等の協力等によりスポット的に提供することで足りていたが、その後、恒常的な要求になってきたこともあって、昭和51年1月以降現行方式によって調査が行われている。

なお、昭和59年からは「原油調査票」、「石油製品・液化石油ガス調査票」の両調査票による把握となっていたが、平成12年からは「原油調査票」のみとなっている。

【調査の構成】 1－原油調査票

【公表】 経済産業省ホームページおよび定期刊行物にて公表（調査月の翌月末日に速報、翌々月中旬に確報、翌年7月頃に年報）

【備考】 今回の変更は、従来公表しなかった集計事項の公表。

※

【調査票名】 1－原油調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）原油を輸入する企業 （抽出枠）石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく届出・登録簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）30 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月1日～末日まで （系統）経済産業省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）調査月の翌月の15日

【調査事項】 検尺完了日・数量、陸揚地、油種名、API度、硫黄分、船積完了日・数量、積出港、船舶名、送主、原供給者、FOB、運賃総額、保険料総額、CIF総額、基準運賃

【調査名】 作物統計調査の見直しに係る試行調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年3月30日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課

【目的】 現行の作物統計調査（水稲以外の作物に係る作付面積調査及び収穫量調査に限る。）及び特定作物統計調査で顕在化している調査方法の課題を克服し、基幹統計調査である作物統計調査に係る今後の適切な調査内容及び調査方法を確立するため、その検討に必要な情報を得る。

【調査の構成】 1－平成22年産 作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票A（9月調査）【神奈川県・愛媛県用】 2－平成22年産 作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票A（12月調査）【神奈川県・愛媛県用】 3－平成22年産 作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票A（3月調査）【神奈川県・愛媛県用】 4－平成22年産 作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票B（9月調査）【神奈川県・愛媛県用】 5－平成22年産 作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票B（12月調査）【神奈川県・愛媛県用】 6－平成22年産 作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票B（3月調査）【神奈川県・愛媛県用】 7－平成22年産 作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票A（9月調査）【福井県・京都府・熊本県用】 8－平成22年産 作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票A（12月調査）【福井県・京都府・熊本県用】 9－平成22年産 作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票A（3月調査）【福井県・京都府・熊本県用】 10－平成22年産 作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票B（9月調査）【福井県・京都府・熊本県用】 11－平成22年産 作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票B（12月調査）【福井県・京都府・熊本県用】 12－平成22年産 作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票B（3月調査）【福井県・京都府・熊本県用】

【公表】 非公表

※

【調査票名】 1－平成22年産 作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票A（9月調査）【神奈川県・愛媛県用】

【調査対象】 （地域）神奈川県及び愛媛県 （単位）農家 （属性）農林業経営体 （抽出枠）2005年農林業センサス

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）5,580/55,802 （配布）郵送・調査員 （収集）郵送・調査員 （記入）併用 （把握時）果樹、茶等の永年性作物の栽培面積の調査期日については7月15日現在とする。それ以外の事項は、それぞれの収穫・出荷がおおむね終了した時期とする。（系

統) 農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター－統計
調査員－報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 各調査月ごとに1か月

【調査事項】 工芸農作物(茶、なたね)、果樹(もも、おうとう、びわ、うめ及びすもも)及び冬春等野菜の作付(栽培)面積、収穫量、出荷量。

※

【調査票名】 2－平成22年産 作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票A(1
2月調査)【神奈川県・愛媛県用】

【調査対象】 (地域) 神奈川県及び愛媛県 (単位) 農家 (属性) 農林業経営体

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 5,580/55,802 (配布) 郵
送・調査員 (収集) 郵送・調査員 (記入) 併用 (把握時) 果樹、茶等
の永年性作物の栽培面積の調査期日については7月15日現在とする。それ
以外の事項は、それぞれの収穫・出荷がおおむね終了した時期とする。(系
統) 農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター－統計
調査員－報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 各調査月ごとに1か月

【調査事項】 陸稲、豆類(大豆、小豆、いんげん及びらっかせい)、雑穀(そば)、かん
しょ、飼肥料作物、工芸農作物(茶(年間計)及びこんにゃくいも)、果樹
(ぶどう、日本なし、西洋なし、かき及びくり)及び夏秋等野菜の作付(栽
培及び収穫)面積、収穫量、出荷量。

※

【調査票名】 3－平成22年産 作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票A(3
月調査)【神奈川県・愛媛県用】

【調査対象】 (地域) 神奈川県及び愛媛県 (単位) 農家 (属性) 農林業経営体 (抽
出枠) 2005年農林業センサス

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 5,580/55,802 (配布) 郵
送・調査員 (収集) 郵送・調査員 (記入) 併用 (把握時) 果樹、茶等
の永年性作物の栽培面積の調査期日については7月15日現在とする。それ
以外の事項は、それぞれの収穫・出荷がおおむね終了した時期とする。(系
統) 農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター－統計
調査員－報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 各調査月ごとに1か月

【調査事項】 果樹(みかん、その他のかんきつ類、りんご、キウイフルーツ及びパイ
ンアップル)、秋冬等野菜及び花きの作付(栽培及び収穫)面積、収穫量、出
荷量。

※

【調査票名】 4－平成22年産 作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票B（9月調査）【神奈川県・愛媛県用】

【調査対象】 （地域）神奈川県及び愛媛県 （単位）農家 （属性）自給的農家 （抽出枠）2005年農林業センサス

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,509/30,188 （配布）郵送・調査員 （収集）郵送・調査員 （記入）併用 （把握時）果樹、茶等の永年性作物の栽培面積の調査期日については7月15日現在とする。それ以外の事項は、それぞれの収穫・出荷がおおむね終了した時期とする。（系統）農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター－統計調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）各調査月ごとに1か月

【調査事項】 なたね、果樹（もも、おうとう、びわ、うめ及びすもも）及び冬春等野菜の作付（栽培）面積、収穫量、出荷量。

※

【調査票名】 5－平成22年産 作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票B（12月調査）【神奈川県・愛媛県用】

【調査対象】 （地域）神奈川県及び愛媛県 （単位）農家 （属性）自給的農家 （抽出枠）2005年農林業センサス

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,509/30,188 （配布）郵送・調査員 （収集）郵送・調査員 （記入）併用 （把握時）果樹、茶等の永年性作物の栽培面積の調査期日については7月15日現在とする。それ以外の事項は、それぞれの収穫・出荷がおおむね終了した時期とする。（系統）農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター－統計調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）各調査月ごとに1か月

【調査事項】 陸稲、豆類（大豆、小豆、いんげん及びらっかせい）、雑穀（そば）、かんしょ、飼肥料作物、工芸農作物（こんにゃくいも）、果樹（ぶどう、日本なし、西洋なし、かき及びくり）及び夏秋等野菜の作付（栽培及び収穫）面積、収穫量、出荷量。

※

【調査票名】 6－平成22年産 作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票B（3月調査）【神奈川県・愛媛県用】

【調査対象】 （地域）神奈川県及び愛媛県 （単位）農家 （属性）自給的農家 （抽出枠）2005年農林業センサス

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,509/30,188 （配布）郵送・調査員 （収集）郵送・調査員 （記入）併用 （把握時）果樹、茶等

の永年性作物の栽培面積の調査期日については7月15日現在とする。それ以外の事項は、それぞれの収穫・出荷がおおむね終了した時期とする。（系統）農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター－統計調査員－報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）各調査月ごとに1か月

【調査事項】果樹（みかん、その他のかんきつ類、りんご、キウイフルーツ及びパイナップル）、秋冬等野菜及び花きの作付（栽培及び収穫）面積、収穫量、出荷量。

※

【調査票名】7－平成22年産 作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票A（9月調査）【福井県・京都府・熊本県用】

【調査対象】（地域）福井県、京都府、熊本県（単位）農家（属性）農林業経営体（抽出枠）2005年農林業センサス

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）10,688／106,879（配布）郵送・調査員（収集）郵送・調査員（記入）併用（把握時）果樹、茶等の永年性作物の栽培面積の調査期日については7月15日現在とする。それ以外の事項は、それぞれの収穫・出荷がおおむね終了した時期とする。（系統）農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター－統計調査員－報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）各調査月ごとに1か月

【調査事項】麦類、工芸農作物（茶、なたね及び「い（イグサ）」）、果樹（もも、おうとう、びわ、うめ及びすもも）及び冬春等野菜の作付（栽培）面積、収穫量、出荷量。

※

【調査票名】8－平成22年産 作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票A（12月調査）【福井県・京都府・熊本県用】

【調査対象】（地域）福井県、京都府、熊本県（単位）農家（属性）農林業経営体（抽出枠）2005年農林業センサス

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）10,688／106,879（配布）郵送・調査員（収集）郵送・調査員（記入）併用（把握時）果樹、茶等の永年性作物の栽培面積の調査期日については7月15日現在とする。それ以外の事項は、それぞれの収穫・出荷がおおむね終了した時期とする。（系統）農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター－統計調査員－報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）各調査月ごとに1か月

【調査事項】陸稲、豆類（大豆、小豆、いんげん及びらっかせい）、雑穀（そば）、かん

しよ、飼肥料作物、工芸農作物（てんさい、茶（年間計）及びこんにゃくいも）、果樹（ぶどう、日本なし、西洋なし、かき及びくり）及び夏秋等野菜の作付（栽培及び収穫）面積、収穫量、出荷量。

※

【調査票名】 9－平成22年産 作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票A（3月調査）【福井県・京都府・熊本県用】

【調査対象】 （地域）福井県、京都府、熊本県 （単位）農家 （属性）農林業経営体（抽出枠）2005年農林業センサス

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）10,688／106,879 （配布）郵送・調査員 （収集）郵送・調査員 （記入）併用 （把握時）果樹、茶等の永年性作物の栽培面積の調査期日については7月15日現在とする。それ以外の事項は、それぞれの収穫・出荷がおおむね終了した時期とする。（系統）農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター－統計調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）各調査月ごとに1か月

【調査事項】 さとうきび、果樹（みかん、その他のかんきつ類、りんご、キウイフルーツ及びパイナップル）、秋冬等野菜及び花きの作付（栽培及び収穫）面積、収穫量、出荷量。

※

【調査票名】 10－平成22年産 作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票B（9月調査）【福井県・京都府・熊本県用】

【調査対象】 （地域）福井県、京都府、熊本県 （単位）農家 （属性）自給的農家（抽出枠）2005年農林業センサス

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,117／42,332 （配布）郵送・調査員 （収集）郵送・調査員 （記入）併用 （把握時）果樹、茶等の永年性作物の栽培面積の調査期日については7月15日現在とする。それ以外の事項は、それぞれの収穫・出荷がおおむね終了した時期とする。（系統）農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター－統計調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）各調査月ごとに1か月

【調査事項】 麦類、工芸農作物（茶、なたね及び「い（イグサ）」）、果樹（もも、おうとう、びわ、うめ及びすもも）及び冬春等野菜の作付（栽培）面積、収穫量、出荷量。

※

【調査票名】 11－平成22年産 作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票B（12月調査）【福井県・京都府・熊本県用】

【調査対象】 (地域) 福井県、京都府、熊本県 (単位) 農家 (属性) 自給的農家 (抽出枠) 2005年農林業センサス

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 2, 117 / 42, 332 (配布) 郵送・調査員 (収集) 郵送・調査員 (記入) 併用 (把握時) 果樹、茶等の永年性作物の栽培面積の調査期日については7月15日現在とする。それ以外の事項は、それぞれの収穫・出荷がおおむね終了した時期とする。(系統) 農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター－統計調査員－報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 各調査月ごとに1か月

【調査事項】 陸稲、豆類(大豆、小豆、いんげん及びらっかせい)、雑穀(そば)、かんしょ、飼肥料作物、工芸農作物(てんさい、茶(年間計)及びこんにゃくいも)、果樹(ぶどう、日本なし、西洋なし、かき及びくり)及び夏秋等野菜の作付(栽培及び収穫)面積、収穫量、出荷量。

※

【調査票名】 12－平成22年産 作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票B(3月調査)【福井県・京都府・熊本県用】

【調査対象】 (地域) 福井県、京都府、熊本県 (単位) 農家 (属性) 自給的農家 (抽出枠) 2005年農林業センサス

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 2, 117 / 42, 332 (配布) 郵送・調査員 (収集) 郵送・調査員 (記入) 併用 (把握時) 果樹、茶等の永年性作物の栽培面積の調査期日については7月15日現在とする。それ以外の事項は、それぞれの収穫・出荷がおおむね終了した時期とする。(系統) 農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター－統計調査員－報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 各調査月ごとに1か月

【調査事項】 さとうきび、果樹(みかん、その他のかんきつ類、りんご、キウイフルーツ及びパインアップル)、秋冬等野菜及び花きの作付(栽培及び収穫)面積、収穫量、出荷量。

【調査名】 食肉検査等情報還元調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年3月30日

【実施機関】 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

【目的】 本調査は、と畜場における食用に供するために行う獣畜の処理事業、食鳥処理の事業の実態を把握し、都道府県等を通して、データを家畜生産段階に還元することにより、食肉の安全性を確保するとともに、都道府県等の衛生行政の推進に当たって、全国的な状況等を随時利用できる体制を構築し、円滑な行政推進を図るための基礎資料を得る。

【沿革】 本調査は、旧統計法下では「届出統計調査」として扱われてきたが、統計法の全部改正により、一般統計調査として扱われることになった。

平成22年に、従来、月又は四半期とされていた一部の調査票の周期が年度に変更され、すべての調査票の周期が年度に統一された。

【調査の構成】 1－食肉検査等情報還元調査票

【公表】 インターネット（調査実施年度の翌年度6月）

※

【調査票名】 1－食肉検査等情報還元調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）地方公共団体 （属性）都道府県、保健所を設置する市及び特別区（ただし、報告を求める事項のうち、と畜場、と畜場外とさつ頭数、と畜場内とさつ頭数、処分別実頭数及び疾病別頭数については、都道府県及び保健所を設置する市のみ報告を行う。）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）136 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）4月1日～3月31日 （系統）厚生労働省－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）調査実施年度の翌年度の4月末日

【調査事項】 1. と畜場、2. と畜場外とさつ頭数、3. と畜場内とさつ頭数、4. 処分別実頭数、5. 疾病別頭数、6. 食鳥処理場、7. 食鳥処理衛生管理者数、8. 届出食肉販売業者数、9. 食鳥検査羽数、10. 処分実羽数、11. 疾病別羽数、12. 化製場及び魚介類鳥類等製造貯蔵施設数、13. 死亡獣畜取扱場数、14. 畜舎及び家きん舎数、15. 化製場等

【調査名】 民間企業における役員報酬（給与）等調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年3月30日

【実施機関】 人事院給与局給与第一課、人事院給与局給与第二課

【目的】 国家公務員指定職俸給表の適用を受ける職員の給与を総合的に検討するための資料を得ること及び役員退職慰労金の支払い状況を把握することを目的とする。

【沿革】 本調査は、旧統計法下では「届出統計調査」として扱われてきたが、統計法の全部改正により、一般統計調査として扱われることになった。

【調査の構成】 1－調査票1（役員報酬（給与）調査） 2－調査票2（役員の退職慰労金調査）

【公表】 非公表

【備考】 今回の変更は、すべての調査票に係る調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－調査票1（役員報酬（給与）調査）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）企業規模500人以上の企業の本社であって、日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの（医療法人・学校法人等を除く）「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業（中分類の「学術・開発研究機関」及び「広告業」に分類されるもの。）」、「生活関連サービス業（中分類の「その他生活関連サービス業」に分類されるもの。）」、「教育、学習支援業（中分類の「学校教育」に分類されるもの。）」、「医療、福祉（中分類の「医療業」及び「社会保険・社会福祉・介護事業」に分類されるもの。）」（抽出枠）職種別民間給与実態調査で作成している母集団名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）3,100／3,600（配布）郵送・職員（取集）郵送・職員（記入）自計（把握時）調査年の前年1年間（系統）人事院一報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）5月上旬～6月末日

【調査事項】 1. 企業の名称、常勤従業員数、産業大分類及び所在地域、2. 調査の前年（以下「前年」という。）における役名別年間報酬総額（賞与等を含む）及び人数、3. 前年における給与等の改定状況等（1）前年1月から12月までの間の報酬（給与）月額等の改定状況、（2）報酬（給与）月額のカット状況、（3）前年の年間賞与の支給状況、（4）前年の年間賞与額、前年12月分の報酬（給与）月額等、4. 調査年における給与等の改定状況等（1）調査年の役員数の状況（予定を含む。）、（2）調査年1月以降の報酬（給与）

月額の改定状況及びカット状況（予定を含む。）、（3）調査年の年間賞与の支給予定、5．役員退職慰労金の報酬繰入れ状況、6．役員個人に対する業績評価制度の導入状況

※

【調査票名】 2－調査票2（役員の退職慰労金調査）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）企業規模500人以上の企業の本社であって、日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの（医療法人・学校法人等を除く）「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業（中分類の「学術・開発研究機関」及び「広告業」に分類されるもの。）」、「生活関連サービス業（中分類の「その他生活関連サービス業」に分類されるもの。）」、「教育、学習支援業（中分類の「学校教育」に分類されるもの。）」、「医療、福祉（中分類の「医療業」及び「社会保険・社会福祉・介護事業」に分類されるもの。）」（抽出枠）職種別民間給与実態調査で作成している母集団名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）3,100／3,600（配布）郵送・職員（収集）郵送・職員（記入）自計（把握時）調査年の前年2年間（系統）人事院一報告者

【周期・期日】（周期）2年（実施期日）5月上旬～6月末日

【調査事項】 1．企業の名称、常勤従業員数、産業大分類及び所在地域、2．退職慰労金制度及び退職役員の状況、3．役名別退職慰労金支給額及び退職時の報酬月額、4．役員としての在任期間及び退職年月、5．退職慰労金の支給方法及び支給基準

【調査名】 職種別民間給与実態調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年3月31日

【実施機関】 人事院給与局給与第一課

【目的】 適正な公務員給与の検討を行うための基礎資料として、公務と共通する職務に従事する民間事業所の従業員に係る給与の実態を把握することを目的とする。

【沿革】 昭和23年7月に第1回が行われ、毎年1回（昭和25年のみ2回）実施されている。

昭和39年までは事業所規模50人以上を調査対象としていたが、経済成長による民間企業の規模構成の変化等に応じ、昭和40年以降は、事業所規模50人以上、かつ、企業規模100人以上を対象に調査している。

その後、平成18年以降は企業規模を従業員50人以上に引き下げて調査を実施している。

本調査は、旧統計法下では「届出統計調査」として扱われてきたが、統計法の全部改正により、一般統計調査として扱われることになった。

【調査の構成】 1－初任給調査票 2－事業所票（1） 3－事業所票（2） 4－個人票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：調査実施年の8月、詳細：調査実施年の10月）

【備考】 今回の変更は、事業所票（1）以外の調査票に係る調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－初任給調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）毎年4月分の最終給与締切日現在において、次の1及び2に掲げる条件をいずれも満たす事業所 1. 企業規模が従業員50人以上であり、かつ、事業所規模が従業員50人以上の事業所。ただし、次の経営形態のものを除く。ア. 政府機関及びその関係機関、イ. 地方公共団体及びその関係機関、ウ. 大使館・領事館及び国際連合等の関係機関、エ. 企業組合等、 2. 日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業（中分類の「学術・開発研究機関」及び「広告業」に分類されるもの。）」、「生活関連サービス業、娯楽業（中分類の「その他生活関連サービス業」に分類されるもの。）」、「教育、学習支援業（中分類の「学校教育」に分類されるもの。）」、「医療、福祉（中分類の「医療業」及び「社会保険・社会福祉・介護事業」に分類されるもの。）」、「サービス業（中分類の「政治・経済・文化団体」に分類されるもの。）」 （抽出枠）職種別民間給与実態調

調査対象事業所管理名簿（前回の本調査対象名簿をもとに企業の担当者に直接照会することと併せて、新たに設立された企業の確認のため国税庁作成「源泉徴収義務者一覧表」の提供を受け前年データと比較する方法により補正したもの）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数） 11, 100 / 51, 000 （配布）職員 （収集）職員 （記入）他計 （把握時）調査年4月分の最終給与締切日現在（給与・賞与・手当については、4月そ及改定を含む） （系統）人事院－人事院地方事務局（所）及び各都道府県・市・特別区人事委員会－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年5月1日～6月中旬

【調査事項】 1. 本年の採用状況、2. 職種別・学歴別の採用者数及び初任給月額

※

【調査票名】 2－事業所票（1）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）毎年4月分の最終給与締切日現在において、次の1及び2に掲げる条件をいずれも満たす事業所 1. 企業規模が従業員50人以上であり、かつ、事業所規模が従業員50人以上の事業所。ただし、次の経営形態のものを除く。ア. 政府機関及びその関係機関、イ. 地方公共団体及びその関係機関、ウ. 大使館・領事館及び国際連合等の関係機関、エ. 企業組合等、 2. 日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業（中分類の「学術・開発研究機関」及び「広告業」に分類されるもの。）」、「生活関連サービス業、娯楽業（中分類の「その他生活関連サービス業」に分類されるもの。）」、「教育、学習支援業（中分類の「学校教育」に分類されるもの。）」、「医療、福祉（中分類の「医療業」及び「社会保険・社会福祉・介護事業」に分類されるもの。）」、「サービス業（中分類の「政治・経済・文化団体」に分類されるもの。）」 （抽出枠）職種別民間給与実態調査対象事業所管理名簿（前回の本調査対象名簿をもとに企業の担当者に直接照会することと併せて、新たに設立された企業の確認のため国税庁作成「源泉徴収義務者一覧表」の提供を受け前年データと比較する方法により補正したもの）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数） 11, 100 / 51, 000 （配布）職員 （収集）職員 （記入）他計 （把握時）調査年4月分の最終給与締切日現在（給与・賞与・手当については、4月そ及改定を含む） （系統）人事院－人事院地方事務局（所）及び各都道府県・市・特別区人事委員会－

報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日) 毎年5月1日～6月中旬

【調査事項】 1. 事業所名、2. 賞与及び臨時給与の支給従業員数及び支給総額(調査の前年8月から調査の実施年の7月までの状況)、3. 「2」の該当月及び調査年4月の決まって支給する給与の支給従業員数及び支給総額

※

【調査票名】 3-事業所票(2)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)毎年4月分の最終給与締切日現在において、次の1及び2に掲げる条件をいずれも満たす事業所 1. 企業規模が従業員50人以上であり、かつ、事業所規模が従業員50人以上の事業所。ただし、次の経営形態のものを除く。ア. 政府機関及びその関係機関、イ. 地方公共団体及びその関係機関、ウ. 大使館・領事館及び国際連合等の関係機関、エ. 企業組合等、 2. 日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業(中分類の「学術・開発研究機関」及び「広告業」に分類されるもの。)」、「生活関連サービス業、娯楽業(中分類の「その他生活関連サービス業」に分類されるもの。)」、「教育、学習支援業(中分類の「学校教育」に分類されるもの。)」、「医療、福祉(中分類の「医療業」及び「社会保険・社会福祉・介護事業」に分類されるもの。)」、「サービス業(中分類の「政治・経済・文化団体」に分類されるもの。)」 (抽出枠)職種別民間給与実態調査対象事業所管理名簿(前回の本調査対象名簿をもとに企業の担当者に直接照会することと併せて、新たに設立された企業の確認のため国税庁作成「源泉徴収義務者一覧表」の提供を受け前年データと比較する方法により補正したもの)

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)11,100/51,000 (配布)職員 (収集)職員 (記入)他計 (把握時)調査年4月分の最終給与締切日現在(給与・賞与・手当については、4月そ及改定を含む) (系統)人事院-人事院地方事務局(所)及び各都道府県・市・特別区人事委員会-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日) 毎年5月1日～6月中旬

【調査事項】 1. 本年の給与改定等の状況、2. 賞与の支給状況、3. 高齢者雇用施策の状況、4. 家族手当の支給状況、5. 住宅手当の支給状況、6. 単身赴任者に対する手当の支給状況、7. 改正労働基準法の施行に伴う時間外労働等の割増の割増賃金率の引上げの状況、8. 雇用調整の状況

※

【調査票名】 4－個人票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 毎年4月分の最終給与締切日現在において、次の1及び2に掲げる条件をいずれも満たす事業所 1. 企業規模が従業員50人以上であり、かつ、事業所規模が従業員50人以上の事業所。ただし、次の経営形態のものを除く。ア. 政府機関及びその関係機関、イ. 地方公共団体及びその関係機関、ウ. 大使館・領事館及び国際連合等の関係機関、エ. 企業組合等、 2. 日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業(中分類の「学術・開発研究機関」及び「広告業」に分類されるもの。）」、「生活関連サービス業、娯楽業(中分類の「その他生活関連サービス業」に分類されるもの。）」、「教育、学習支援業(中分類の「学校教育」に分類されるもの。）」、「医療、福祉(中分類の「医療業」及び「社会保険・社会福祉・介護事業」に分類されるもの。）」、「サービス業(中分類の「政治・経済・文化団体」に分類されるもの。）」 (抽出枠) 職種別民間給与実態調査対象事業所管理名簿(前回の本調査対象名簿をもとに企業の担当者に直接照会することと併せて、新たに設立された企業の確認のため国税庁作成「源泉徴収義務者一覧表」の提供を受け前年データと比較する方法により補正したもの)

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 11,100/51,000 (配布) 職員 (取集) 職員 (記入) 他計 (把握時) 調査年4月分の最終給与締切日現在(給与・賞与・手当については、4月そ及改定を含む) (系統) 人事院－人事院地方事務局(所)及び各都道府県・市・特別区人事委員会－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年5月1日～6月中旬

【調査事項】 調査対象事業所の従業員に係る次の事項(1)年齢、学歴、性、(2)決まって支給する給与総額、(3)時間外手当額、(4)通勤手当額

【調査名】 園芸用施設及び農業用廃プラスチックに関する調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年3月31日

【実施機関】 農林水産省生産局生産流通振興課

【目的】 本調査は、日本における園芸用施設の設置・利用状況とともに、主として園芸用施設から排出される農業用廃プラスチックの処理状況を把握し、園芸作物の安定供給や施設園芸の高度化、園芸農業における低炭素化や循環型社会の構築等に向けた施策の企画・立案を行うための基礎資料とすることを目的とする。

【沿革】 本調査は、旧統計法下では「届出統計調査」として扱われてきたが、統計法の全部改正により、一般統計調査として扱われることになった。

平成22年に、調査の名称が「園芸用施設及び農業用廃プラスチックに関する調査」に変更された。

【調査の構成】 1－園芸用施設に関する調査票 2－農業用廃プラスチックに関する調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施翌年の3月末）

【備考】 今回の変更は、「農業用廃プラスチックに関する調査票」に係る報告を求める基準となる期間の変更。

※

【調査票名】 1－園芸用施設に関する調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）地方公共団体 （属性）都道府県（園芸生産等主管課又は農産物安全等主管課）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）47 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）調査実施年の前々年7月1日～翌年6月30日 （系統）農林水産省－地方農政局等－報告者

【周期・期日】 （周期）2年 （実施期日）調査実施年の4月上旬～10月31日

【調査事項】 1. ガラス室設置実面積等、2. ハウス設置実面積等、3. ガラス室・ハウスの栽培延面積及び収穫量等、4. 雨よけ施設の設置実面積、5. トンネル設置延ほ場面積及び栽培延ほ場面積、6. 共同利用育苗施設設置箇所数及び受益面積、7. マルチ栽培延ほ場面積、8. ベたがけ栽培延ほ場面積、9. 施設野菜におけるミツバチの利用延面積、10. 施設野菜におけるマルハナバチの利用延面積

※

【調査票名】 2－農業用廃プラスチックに関する調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）地方公共団体 （属性）都道府県（園芸生産等主管課又は農産物安全等主管課）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）47 （配布）郵送・オンライン （収集）郵

送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の前々年4月1日～
翌年3月31日 (系統) 農林水産省－地方農政局等－報告者

【周期・期日】 (周期) 2年 (実施期日) 調査実施年の4月上旬～10月31日

【調査事項】 1. 農業用廃プラスチック年間排出量、2. 農業用廃プラスチック処理量

【調査名】 情報通信業基本調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年3月31日

【実施機関】 総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課情報通信経済室、経済産業省経済産業政策局調査統計部企業統計室

【目的】 本調査は、日本標準産業分類大分類「情報通信業」に属する企業の活動の実態を明らかにし、情報通信業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、統計報告調整法に基づく統計報告の徴集（承認統計調査）として平成4年度から実施されてきた放送番組制作業実態調査及び平成6年度から実施されてきた通信・放送産業基本調査を統合し、新たに経済産業省の所掌範囲を調査対象として追加し、平成22年から開始したものである。

【調査の構成】 1－情報通信業基本調査票（共通事項調査用） 2－情報通信業基本調査票（電気通信業、放送業用） 3－情報通信業基本調査票（テレビジョン・ラジオ番組制作業用） 4－情報通信業基本調査票（インターネット附随サービス業用） 5－情報通信業基本調査票（情報サービス業用） 6－情報通信業基本調査票（映像・音声・文字情報制作業用）

【公表】 情報通信業基本調査報告書（速報：調査実施年の翌年1月、確報：調査実施年の翌年4月）及びインターネット

※

【調査票名】 1－情報通信業基本調査票（共通事項調査用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類大分類「情報通信業」に属する企業 （抽出枠）日本標準産業分類大分類「情報通信業」に属する企業

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）11,300 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年3月31日現在 （系統）総務省－民間事業者－報告者、経済産業省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）調査期日の属する年の5月16日～7月15日までの間に提出

【調査事項】 1. 企業の概要（企業の名称、電話番号、本社・本店の所在地、資本金額又は出資金額、外資比率、企業の設立形態及び設立時期等）、2. 事業組織及び従業員数（本社の部門別常時従業員数、本社以外の業種別事業所数、常時従業員数、他企業等への出向者、正社員、正職員数、パートタイム従業員数等）、3. 親会社、子会社・関連会社の状況（親会社の名称、所在地、業種、議決権所有割合、子会社・関連会社の所有状況、子会社・関連会社の増加・減少等）、4. 資産・負債及び純資産並びに投資（資産・負債及び純資産、関係会社への投融資残高、固定資産の増減、剰余金の配当状況等）、5. 事業内容（売上高及び費用等、費用の内訳、情報処理・通信費、支払いリー

ス料、売上高の内訳等)、6. 取引状況(売上高・仕入高(モノ)の取引状況、モノ以外のサービスに関する国際取引)、7. 事業の外部委託の状況(製造委託の金額、製造委託以外の外部委託の状況、製造委託以外の外部委託金額等)、8. 研究開発、能力開発(研究開発の取組状況、研究開発費及び研究開発投資、能力開発費)、9. 技術の所有及び取引状況(特許権等の所有・使用状況、技術取引額)、10. 企業経営の方向(委員会設置会社の状況、ストックオプション制度の実施状況等)

※

【調査票名】 2-情報通信業基本調査票(電気通信業、放送業用)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)【電気通信業】日本標準産業分類小分類「固定電気通信業」、「移動電気通信業」に属する事業を行っている企業のうち以下を対象とする(登録電気通信事業者:しつ皆、届出電気通信事業者:資本金額又は出資金額3,000万円以上の企業)、【放送業】日本標準産業分類小分類「民間放送業(有線放送業を除く)」、「有線テレビジョン放送業」に属する事業を行っている企業のうち以下を対象とする(民間放送事業者:しつ皆、有線テレビジョン放送事業者:資本金額又は出資金額3,000万円以上の企業)(抽出枠)【電気通信業】総務省で保有する登録・届出電気通信業事業者名簿、【放送業】業界団体名簿に掲載されている民間放送事業者及び総務省で保有する有線テレビジョン放送事業者名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,700 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年3月31日現在 (系統)総務省-民間事業者-報告者、経済産業省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)調査期日の属する年の5月16日~7月15日までの間に提出

【調査事項】 1. 企業の概要(企業の名称、本社・本店の所在地)、2. 事業内容(通信・放送事業のうち、行っている事業)、3. 財務状況(長期資金調達・運用状況、電気通信事業、放送事業、有線テレビジョン放送事業のサービス別売上高、営業費用(接続料、ネットワーク費、番組購入費等)等)、4. 取得設備投資額(電気通信事業、放送事業、有線テレビジョン放送事業の取得設備投資額)、5. 従業員の状況(電気通信事業、放送事業、有線テレビジョン放送事業の常時従業員数、正社員・正職員、パートタイム従業員、他企業等への出向者、臨時・日雇雇用者等)、6. 外部委託の状況(外部委託金額等)、7. 事業運営の状況(海外サービス提供の方針、海外への外部委託の状況)、8. 今後の事業運営

※

【調査票名】 3-情報通信業基本調査票(テレビジョン・ラジオ番組制作業用)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) 日本標準産業分類細分類「テレビジョン番組制作業」、「ラジオ番組制作業」に属する事業を行っている企業
しつ皆 (抽出枠) 業界団体名簿に掲載されている番組制作会社を基礎とし、
放送番組制作業実態調査による補完を行い選定

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 800 (配布) 郵送・オンライン (取集)
郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎年3月31日現在 (系統)
総務省－民間事業者－報告者、経済産業省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 調査期日の属する年の5月16日～7月15
日までの間に提出

【調査事項】 1. 企業の概要 (企業の名称、本社・本店の所在地)、2. 事業内容 (制
作番組の放送媒体、放送番組制作の業務内容等)、3. 売上高 (放送番組制
作業の売上高、放送番組制作業務内容別売上高、放送番組制作業務以外の売
上高等)、4. 設備投資状況 (放送番組制作業の取得設備投資額、設備のデ
ジタル化 (VTR、カメラ、編集用機材) 等)、5. 従業員の状況 (テレビ
ジョン番組制作事業、ラジオ番組制作事業用の常時従業者数、正社員・正職
員、パートタイム従業者、他企業等への出向者、臨時・日雇雇用者等)、6.
放送番組の契約件数等 (テレビ放送番組制作の端緒、発注書面契約件数、制
作したテレビ放送番組の二次利用状況、制作したテレビ放送番組の著作権の
所有状況等)、7. 外部委託の状況 (外部委託金額等)、8. 事業運営の状況
(海外へのサービス提供の方針、海外への外部委託の状況)、9. 今後の事
業展開、10. 経営上の問題点

※

【調査票名】 4－情報通信業基本調査票 (インターネット附随サービス業用)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) 日本標準産業分類中分類「インタ
ーネット附随サービス業」に属する事業を行っている企業のうち、資本金額
又は出資金額3,000万円以上の企業 (抽出枠) 業界団体名簿及び事業
所・企業データベース母集団情報を基礎とし、通信・放送産業基本調査及び
経済産業省企業活動基本調査による補完を行い選定

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 800 (配布) 郵送・オンライン (取集)
郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎年3月31日現在 (系統)
総務省－民間事業者－報告者、経済産業省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 調査期日の属する年の5月16日～7月15
日までの間に提出

【調査事項】 1. 企業の概要 (企業の名称、本社・本店の所在地)、2. 売上高 (イン
ターネット附随サービス業の売上高内訳、広告収入の割合)、3. 出店者登
録数と利用者登録数 (インターネット附随サービス業の出店者登録数、利用

者登録数)、4. 取得設備投資額 (インターネット附随サービス業の取得設備投資実績額及び設備投資実績見込額等)、5. 外部委託の状況 (外部委託金額等)、6. 従業者の状況 (インターネット附随サービス業の全常時従業者数、正社員・正職員、パートタイム従業者、他企業等への出向者、臨時・日雇雇用者等)、7. 人材育成 (人材育成の状況)、8. 事業運営の状況 (産学連携の状況、海外へのサービス提供の方針、海外への外部委託の状況)、9. 認証取得等への取組み状況 (インターネット附随サービス業の認証取得、事業継続計画の取得状況・方針等)、10. 今後の事業運営 (今後の事業展開の考え)

※

【調査票名】 5-情報通信業基本調査票 (情報サービス業用)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) 日本標準産業分類中分類「情報サービス業」に属する事業所を有する企業のうち、資本金額又は出資金額3,000万円以上の企業 (抽出枠) 事業所・企業データベース母集団情報を基礎とし、経済産業省企業活動基本調査による補完を行い選定

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 6,000 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎年3月31日現在 (系統) 総務省-民間事業者-報告者、経済産業省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 調査期日の属する年の5月16日~7月15日までの間に提出

【調査事項】 1. 企業の概要 (企業の名称、本社・本店の所在地)、2. 売上高 (情報サービス業の売上高内訳、海外への売上高の割合)、3. 営業費用 (広告宣伝費の内訳等)、4. 認証取得への取組み状況 (情報サービス業の認証取得状況・方針)、5. 開発・制作部門の状況 (外部委託の状況、委託の状況、従業者の状況、技術者の給与制度、技術者の給与 (年収) の状況、人材育成、事業運営の状況、ゲームソフトウェア開発の状況

※

【調査票名】 6-情報通信業基本調査票 (映像・音声・文字情報制作業用)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) 日本標準産業分類細分類「テレビジョン番組制作業」、「ラジオ番組制作業」を除く中分類「映像・音声・文字情報制作業」に属する事業所を有する企業のうち、資本金額又は出資金額3,000万円以上の企業 (抽出枠) 事業所・企業データベース母集団情報を基礎とし、経済産業省企業活動基本調査による補完を行い選定

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 2,000 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎年3月31日現在 (系統) 総務省-民間事業者-報告者、経済産業省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)調査期日の属する年の5月16日～7月15日までの間に提出

【調査事項】 1. 企業の概要(企業の名称、本社・本店の所在地)、2. 売上高(映像・音声・文字情報制作業の売上高内訳)、3. 事業運営の状況(映像・音声・文字情報制作業の事業運営の取組み状況)、4. 課金システムの状況(映像・音楽を配信している場合の課金システムの状況)、5. コンテンツ制作部門の状況(コンテンツ制作数と権利比率別保有状況、著作権の状況、営業費用、外部委託の状況、従業員の状況、給与制度、給与(年収)の状況、人材育成、ドキュメント化の状況、映像・音楽制作部門の状況

【調査名】 工場立地動向調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年3月31日

【実施機関】 経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ立地環境整備課

【目的】 工場の立地動向を全国にわたり統一した基準で迅速に調査することにより、工場立地の実態を把握し、工場立地の適正化及び土地利用の合理化に役立てるための統計を作成することを目的とする。

【沿革】 本調査は、工場立地法（昭和34年法律第24号）第2条に基づくものであり、昭和42年から半年周期で実施されている。

平成16年調査から調査系統を変更し、都道府県・市町村経由を廃止。

平成22年調査から実査・審査業務を民間事業者に委託。

【調査の構成】 1－工場立地動向調査票

【公表】 インターネットにより公表（上期：9月30日、下期：3月31日）

※

【調査票名】 1－工場立地動向調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類による1. 製造業、電気業（水力発電所、地熱発電所を除く。）、ガス業又は熱供給業を営む者及び2. 学術・開発研究機関（民間の試験研究機関で主として製造業、電気業、ガス業又は熱供給業に係る分野の研究を行うものに限る。）であって、その工場又は研究所を建設する目的をもって調査基準期間に1,000平方メートル以上の用地（埋立て予定を含む。）を取得（借地を含む。）した事業所。

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,800 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）上期：1月1日～6月30日、下期：7月1日～12月31日 （系統）経済産業省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）半年 （実施期日）上期：7月～8月、下期：1月～2月

【調査事項】 会社・工場名、工場建設地、記入者（氏名、所属、電話）、設備投資額（うち用地取得費）、本社所在地、現地法人設立の場合の親企業の本社所在地、経営組織、資本金、従業者数、外資比率、用地取得年月、建設工事着工予定年月、操業開始予定年月、敷地面積、建築予定面積、延べ建築予定面積、工場の予定機能、工場敷地内に研究開発機能を付設する予定の有無、主な地目、新增設の別、内陸臨海の別、工業団地内外の別、工業団地名、新增設に伴う工場移転の有無、移転の場合の旧工場所在地、旧工場移転分の敷地面積、旧工場移転分の建築面積、移転の場合の旧工場跡地処分の予定、立地地点からの距離（国道、高速道路I.C、港湾ふ頭、空港、新幹線駅、人口15万人以上の都市）、立地地点選定理由、海外立地検討の有無、海外立地の検討を行った理由、海外立地と比較しての国内立地選定理由、主要原材料・製品名、

立地工場の予定従業者数、うち地場雇用者数、都市計画法の区域区分、都市計画法の用途地域

届出統計調査の受理

(1) 新規

【調査名】 都民の地震時における行動調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年3月2日

【実施機関】 東京消防庁防災部生活安全課

【目的】 東京都民の地震に対する日頃の備えや地震時の行動実態を把握し、調査結果を早期に報道発表するとともに、住民の防災意識の向上を図るための防災指導資料を作成すること。

【調査の構成】 1 - 地震時における都民の行動調査票

【調査票名】 1 - 地震時における都民の行動調査票

【調査対象】 （地域）東京消防庁管轄区域全域 （単位）個人 （属性）東京消防庁管轄区域内に居住する20歳以上の住民

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）1,000 / 10,455,000 （配布）電話調査 （収集）電話調査 （記入）他計 （把握時）東京消防庁管轄区域に震度4の地震が発生した時点 （系統）東京消防庁 - 各消防署（81署） - 報告者

【周期・期日】 （周期）東京消防庁管轄区域に震度4の地震が発生した都度 （実施期日）東京消防庁管轄区域に震度4の地震が発生した日又はその翌日

【調査事項】 火の使用状況、家具の転倒状況、ケガ人の状況等

【調査名】 経済要求・妥結状況調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年3月8日

【実施機関】 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課

【目的】 東京都内民間労働組合を対象に、賃上げ及び一時金交渉経過について要求・回答・妥結の各状況を把握し、労政行政の業務基礎資料とするとともに、労使団体の参考に供する。

【調査の構成】 1 - 経済要求・妥結状況調査台帳

【調査票名】 1 - 経済要求・妥結状況調査台帳

【調査対象】 （地域）東京都内全域（島しょを除く）（単位）労働組合（属性）東京都内民間労働組合（抽出枠）労働組合名簿（東京都作成）

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）1,120/7,700（配布）郵送（収集）郵送・電話（記入）併用（把握時）春季賃上げ：3月～7月の設定日（妥結後回答）、夏季一時金：5月～7月の設定日（妥結後回答）、年末一時金：10月～12月の設定日（妥結後回答）（系統）東京都 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）3月中旬～12月中旬

【調査事項】 1 . 春季賃上げの要求、妥結状況、2 . 夏季一時金の要求、妥結状況、3 . 年末一時金の要求、妥結状況

【調査名】 静岡県茶業生産流通実態調査(荒茶工場等実態調査)(平成22年届出)

【受理年月日】 平成22年3月15日

【実施機関】 静岡県産業部農林業局お茶室

【目的】 茶業振興施策の資料として活用するため、静岡県内の荒茶工場及び仕上茶工場等の茶関係業者に対して、茶の生産と流通の実態調査を実施する。

【調査の構成】 1 - 静岡県 荒茶工場・仕上茶工場等実態調査 調査票

【調査票名】 1 - 静岡県 荒茶工場・仕上茶工場等実態調査 調査票

【調査対象】 (地域)静岡県全域 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる細分類「工芸農作物農業」、「製茶業」、「茶類卸売業」に属する事業所のうち、荒茶の製造若しくは斡旋又は仕上茶の加工、若しくは販売を行う事業所

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)4,500 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)年度 (系統)静岡県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)不定期 (実施期日)調査年度の3月25日～4月12日

【調査事項】 1.実施事業、組織形態等に関する事項、2.荒茶の製造及び販売に関する事項(荒茶工場の規模、茶園面積、荒茶生産量・販売量及び貯蔵能力、茶園管理機及び防霜施設、経営見通し、有機JAS認証取得の状況等)、3.仕上茶の加工及び販売に関する事項(経営規模、荒茶の購入量及び仕上茶の販売量、仕上茶の販売先、リーフ茶商品の取扱状況等)、4.荒茶の斡旋に関する事項(荒茶斡旋量、荒茶の斡旋先等)

【調査名】 子どもの食生活と健康についてのアンケート調査(平成22年届出)

【受理年月日】 平成22年3月19日

【実施機関】 福岡県保健医療介護部健康増進課

【目的】 子どもの食生活を中心とする生活習慣を把握し、これまで福岡県が行ってきた生活習慣改善の取り組みの成果を評価するとともに、次期県健康増進計画策定の基礎資料とする。

【調査の構成】 1 - 子どもの食生活と健康についてのアンケート調査票

【調査票名】 1 - 子どもの食生活と健康についてのアンケート調査票

【調査対象】 (地域)福岡県全域(ただし、政令市、中核市、保健所設置市を除く) (単位)個人 (属性)保育所(園)に通う3～6歳の園児

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)7,000/79,197 (配布)職員 (収集)職員 (記入)自計 (把握時)平成22年5月～6月 (系統)福岡県 - 福岡県保健福祉環境事務所 - 保育所(園) - 報告者

【周期・期日】 (周期)おおむね5年 (実施期日)平成22年5月～6月

【調査事項】 1.園児の食事の食べ方について、2.園児の朝食の欠食について、3.園児のお手伝いの状況について、4.園児が食事を一緒に食べる人について、5.園児の睡眠の状況について、6.園児の生年月日・性別・身長・体重

【調査名】 春季賃上げ、一時金（夏季・年末）要求・妥結状況調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年3月23日

【実施機関】 栃木県産業労働観光部労働政策課

【目的】 栃木県内事業所の春季賃上げ及び一時金（夏季・年末）に関する要求、交渉及び妥結等状況を把握し、労働行政推進上の基礎資料とするとともに、調査結果を事業所及び労働組合等に提供し、労使関係の安定に資することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 春季賃上げ要求・妥結状況調査票 2 - 夏季一時金要求・妥結状況調査票 3 - 年末一時金要求・妥結状況調査票

【調査票名】 1 - 春季賃上げ要求・妥結状況調査票

【調査対象】 （地域）栃木県全域 （単位）労働組合 （属性）日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づく14大産業（「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業」）に属する事業所の労働組合組織のうちの単位組織組合及び単位扱組合（抽出枠）労働組合基礎調査結果

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）280 / 768 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）第1回：4月30日、第2回：5月31日、第3回：6月30日 （系統）栃木県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）4月25日～7月10日

【調査事項】 1．組合員数、2．企業の全従業員数、3．企業の主たる産業、4．要求の方式、5．要求月日及び要求額、6．妥結月日及び妥結額、7．妥結前平均賃金、8．平均年齢及び平均勤続年数、9．備考（プラスの有無）

【調査票名】 2 - 夏季一時金要求・妥結状況調査票

【調査対象】 （地域）栃木県全域 （単位）労働組合 （属性）日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づく14大産業（「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業」）に属する事業所の労働組合組織のうちの単位組織組合及び単位扱組合（抽出枠）労働組合基礎調査結果

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)280/768 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)第1回:6月1日、第2回:6月30日、第3回:7月31日 (系統)栃木県-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)5月25日~8月10日

【調査事項】 1.組合員数、2.企業の全従業員数、3.企業の主たる産業、4.一時金の類型、5.要求月日及び要求額、6.妥結月日及び妥結額、7.一時金算出の基礎となる平均賃金、8.平均年齢及び平均勤続年数、9.備考(プラスの有無)

【調査票名】 3-年末一時金要求・妥結状況調査票

【調査対象】 (地域)栃木県全域 (単位)労働組合 (属性)日本標準産業分類(平成19年11月改定)に基づく14大産業(「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業」)に属する事業所の労働組合組織のうちの単位組織組合及び単位扱組合 (抽出枠)労働組合基礎調査結果

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)280/768 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)第1回:10月15日、第2回:11月5日、第3回:11月30日 (系統)栃木県-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)10月10日~12月10日

【調査事項】 1.組合員数、2.企業の全従業員数、3.企業の主たる産業、4.一時金の類型、5.要求月日及び要求額、6.妥結月日及び妥結額、7.一時金算出の基礎となる平均賃金、8.平均年齢及び平均勤続年数、9.備考(プラスの有無)

【調査名】 住宅用火災警報器設置状況等調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年3月26日

【実施機関】 東京消防庁防災部生活安全課

【目的】 平成22年4月1日より東京都（島しょ地域を除く）においてすべての住宅に設置が義務化される住宅用火災警報器について、義務化直後の設置状況等を調査し、従前の設置促進方策の検証及び義務化以降の設置促進方策の検討のため、調査を実施する。

【調査の構成】 1 - 住宅用火災警報器設置状況等調査

【調査票名】 1 - 住宅用火災警報器設置状況等調査

【調査対象】 （地域）東京都全域（稲城市及び島しょ地域を除く）（単位）世帯（属性）世帯（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）48,000 / 6,220,000（配布）調査員（取集）調査員（記入）他計（把握時）調査員が訪問した時点（系統）東京消防庁 - 民間事業者 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成22年5月1日～31日

【調査事項】 1.住宅用火災警報器の設置の有無、2.住宅用火災警報器の設置状況（設置世帯のみ）、3.住宅用火災警報器未設置の理由（未設置世帯のみ）

【調査名】 女性雇用環境調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年3月29日

【実施機関】 長野県商工労働部労働雇用課

【目的】 少子高齢化や所得格差の拡大が進む中、職場における男女共同参画、ワークライフバランス等について企業の取組実態を把握し、労働環境整備の基礎資料とする。

【調査の構成】 1 - 女性雇用環境調査 調査票A（企業調査用） 2 - 女性雇用環境調査 調査票B（個人調査用 男女共用）

【調査票名】 1 - 女性雇用環境調査 調査票A（企業調査用）

【調査対象】 （地域）長野県全域 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類に掲げる下記の大分類に属する民間企業のうち、従業者数10人以上のもの。「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査調査区別民営事業所リスト

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000 / 114,530 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年4月30日 （系統）長野県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年5月20日～6月15日

【調査事項】 1. 回答企業の属性、2. 雇用管理について、3. 育児・介護休業制度等について、4. 再雇用制度について、5. ポジティブアクションについて、6. セクシャルハラスメント防止対策について

【調査票名】 2 - 女性雇用環境調査 調査票B（個人調査用 男女共用）

【調査対象】 （地域）長野県全域 （単位）個人 （属性）企業調査の対象企業の従業者

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）4,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年4月30日 （系統）長野県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年5月20日～6月15日

【調査事項】 1. 回答者の属性、2. 会社や仕事について、3. 家庭生活や職業観、4. 育児・介護休業等の制度について、5. 職場におけるセクシャルハラスメント

【調査名】 千葉県観光入込客統計調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年3月31日

【実施機関】 千葉県商工労働部観光課

【目的】 千葉県内の観光地点等を訪れた人数、観光入込客の属性別の構成比、平均訪問地点数、観光消費額単位等を把握し、観光振興施設の参考にする。

【調査の構成】 1 - 千葉県観光入込客統計調査（観光地点等入込客数調査）票 2 - 千葉県観光入込客統計調査（観光地点パラメータ調査）票

【調査票名】 1 - 千葉県観光入込客統計調査（観光地点等入込客数調査）票

【調査対象】 （地域）千葉県全域 （単位）個人 （属性）観光地点の管理者及び行祭事・イベントの実施者 （抽出枠）千葉県観光地点及び行祭事・イベント名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）800 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）四半期（1～3月、4～6月、7～9月、10～12月）（系統）千葉県 - 民間事業者 - 市町村 - 報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）四半期翌月の末日

【調査事項】 月別観光入込客数

【調査票名】 2 - 千葉県観光入込客統計調査（観光地点パラメータ調査）票

【調査対象】 （地域）千葉県全域 （単位）個人 （属性）観光地点を訪れた個人

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）4,500 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）併用 （把握時）四半期（1～3月、4～6月、7～9月、10～12月）の休日 （系統）千葉県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）四半期に含まれる休日1日

【調査事項】 住所（市町村名等）、性別、年齢区分、県内宿泊数、宿泊施設数、宿泊施設の区分、旅行目的、同行者の区分、観光地訪問回数、県訪問回数、利用交通機関、立ち寄り都道府県及び費目別使用費用

(2) 変更

【調査名】 生活習慣病予防支援システムに伴う生活習慣アンケート調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年3月1日

【実施機関】 岩手県環境保健研究センター

【目的】 岩手県民の生活習慣の実態を把握し、岩手県健康増進計画「健康いわて21プラン」の評価及び生活習慣病対策の基礎資料とする。

【沿革】 本調査は、平成20年から毎年実施。

【調査の構成】 1 - 調査票様式1（小学1年生・4年生用） 2 - 調査票様式2（中学1年生・3年生用） 3 - 調査票様式3（高校3年生用）

【備考】 今回の変更は、調査票様式2（中学1年生・3年生用）及び調査票様式3（高校3年生用）の報告を求める事項の変更。

【調査票名】 1 - 調査票様式1（小学1年生・4年生用）

【調査対象】 （地域）岩手県全域（単位）個人（属性）岩手県内の小学校に在籍する小学1年生及び4年生の保護者

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）15,731/23,491（配布）調査員（調査対象学年の担任教諭）（取集）調査員（調査対象学年の担任教諭）（記入）自計（把握時）調査対象とする各学校において定期健康診断が実施された日（系統）岩手県 - 県保健所 - 県教育委員会教育事務所 - 市町村教育委員会 - 学校 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）9月末日

【調査事項】（ア）体格について（1.身長、2.体重）（イ）食生活習慣について（1.朝食摂取状況、2.間食摂取状況、3.食べない食品の有無）（ウ）歯磨き習慣について（1.歯磨き回数、2.かかりつけ歯科医の有無）（エ）睡眠について（1.起床時間、2.就寝時間、3.睡眠時間）

【調査票名】 2 - 調査票様式2（中学1年生・3年生用）

【調査対象】 （地域）岩手県全域（単位）個人（属性）岩手県内の中学校に在籍する中学1年生及び3年生

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）17,173/26,002（配布）調査員（調査対象学年の担任教諭）（取集）調査員（調査対象学年の担任教諭）（記入）自計（把握時）調査対象とする各学校において定期健康診断が実施された日（系統）岩手県 - 県保健所 - 県教育委員会教育事務所 - 市町村教育委員会 - 学校 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）9月末日

【調査事項】 (ア)体格について(1.身長、2.体重)(イ)食生活習慣について(1.朝食摂取状況、2.間食摂取状況、3.食べない食品の有無)(ウ)歯磨き習慣について(1.歯磨き回数、2.歯磨き剤の使用状況、3.糸ようじの使用状況、4.かかりつけ歯科医の有無)(エ)運動習慣について(1.運動の実施の有無、2.身体活動の実施の有無)(オ)困ったときの相談先について、(カ)睡眠について(1.起床時間、2.就寝時間、3.睡眠時間)

【調査票名】 3 - 調査票様式3 (高校3年生用)

【調査対象】 (地域)岩手県全域 (単位)個人 (属性)岩手県内の県立高等学校に在籍する高校3年生

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)7,616 / 11,366 (配布)調査員(調査対象学年の担任教諭) (収集)調査員(調査対象学年の担任教諭) (記入)自計 (把握時)調査対象とする各学校において定期健康診断が実施された日 (系統)岩手県 - 県保健所 - 学校 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)10月末日

【調査事項】 (ア)体格について(1.身長、2.体重)(イ)食生活習慣について(1.朝食摂取状況、2.間食摂取状況、3.食べない食品の有無)(ウ)歯磨き習慣について(1.歯磨き回数、2.歯磨き剤の使用状況、3.糸ようじの使用状況、4.かかりつけ歯科医の有無)(エ)運動習慣について(1.運動の実施の有無、2.身体活動の実施の有無)(オ)困ったときの相談先について、(カ)睡眠について(1.起床時間、2.就寝時間、3.睡眠時間)

【調査名】 春季賃上げ要求・妥結状況調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年3月15日

【実施機関】 新潟県産業労働観光部労政雇用課

【目的】 新潟県内中小企業を中心とした民間労働組合の賃上げ要求・妥結状況を把握し、労働行政の基礎資料とする。

【沿革】 本調査は、平成12年から毎年実施。平成22年分の調査から、春季時短要求・妥結状況調査票を廃止するとともに、地域振興局ごとに作成していた春季賃上げ調査票の様式を統一、報告を求める事項の基準となる期日を変更。

【調査の構成】 1 - 春季賃上げ調査票

【調査票名】 1 - 春季賃上げ調査票

【調査対象】 （地域）新潟県全域 （単位）労働組合 （属性）中小企業を中心とした労働組合（抽出枠）（平成21年労働組合基礎調査結果）連合新潟加盟組合一覧表

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）250 / 1, 223 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）3月31日、4月20日、5月10日、5月31日及び6月30日の各時点（計5回） （系統）新潟県 - 新潟（長岡、上越）地域振興局企画振興部 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）3月31日～6月30日

【調査事項】 1. 事業所及び企業全体の従業員数、2. 組合員の数、平均年齢、平均勤続年数及び平均基準内賃金、3. 春季賃上げの要求年月日、要求金額等、4. 春季賃上げの妥結年月日、妥結金額等

【調査名】 卒業後の状況調査付帯調査（平成22年度届出）

【受理年月日】 平成22年3月17日

【実施機関】 鹿児島県企画部統計課

【目的】 本調査は、文部科学省で実施している、学校基本調査（基幹統計調査）に付帯して、鹿児島県における高等学校を卒業した者について、学校基本調査の調査事項の詳細を調査することにより、鹿児島県の行政事務に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 平成22年度 卒業後の状況調査付帯調査票（A票） 2 - 平成22年度 卒業後の状況調査付帯調査票（B票）

【備考】 今回の変更は、調査事項の名称の一部変更。

【調査票名】 1 - 平成22年度 卒業後の状況調査付帯調査票（A票）

【調査対象】 （地域）鹿児島県全域 （単位）学校 （属性）鹿児島県内すべての高等学校（通信制の課程は除く）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）99 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年5月1日現在 （系統）鹿児島県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年5月1日

【調査事項】 1. 名称及び所在地、2. 設置者及び本校又は分校の別、3. 学科別の卒業生数、4. 学科別の卒業生の大学等への進学及び入学志願状況、5. 学科別の卒業生の就職状況

【調査票名】 2 - 平成22年度 卒業後の状況調査付帯調査票（B票）

【調査対象】 （地域）鹿児島県全域 （単位）学校 （属性）鹿児島県内すべての高等学校（通信制の課程は除く）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）99 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年5月1日現在 （系統）鹿児島県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年5月1日

【調査事項】 1. 学校名、2. 学校種別、3. 設置者別、4. 本校分校、5. 学科別、6. 課程別、7. 男女別・産業分類別・都道府県別就職者数

【調査名】 人口移動調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年3月25日

【実施機関】 鹿児島県企画部統計課

【目的】 5年毎に実施される国勢調査間の県の人口及び世帯数を毎月市町村別に推計するとともに、年齢別人口を毎年推計し、各種行政施策の基礎資料を得る。

【調査の構成】 1 - 総括票 2 - 個人別調査票

【備考】 今回の変更は、市町村合併による報告者の減少。

【調査票名】 1 - 総括票

【調査対象】 （地域）鹿児島県下全域 （単位）個人 （属性）各市町村における、出生者、死亡者、転入者及び転出者

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）43 （配布）電子メール （収集）電子メール （記入）自計 （把握時）毎月1日午前零時現在 （系統）鹿児島県 - 報告者（市町村）

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）毎月15日

【調査事項】 1 .住民基本台帳による男女別の前々月末人口、前月末人口、前月増減数、
2 .前月1日現在、当月1日現在の世帯数（施設・外国人世帯含む）と月間増減、3 .日本人・外国人別の前月1日現在人口、出生数、死亡数、転入数、転出数、毎月増減、当月1日現在人口

【調査票名】 2 - 個人別調査票

【調査対象】 （地域）鹿児島県下全域 （単位）個人 （属性）各市町村における、出生者、死亡者、転入者及び転出者

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）43 （配布）電子メール （収集）電子メール （記入）自計 （把握時）毎月1日午前零時現在 （系統）鹿児島県 - 報告者（市町村）

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）毎月15日

【調査事項】 1 .出生・死亡・転入・転出の別、2 .日本人・外国人の別、3 .性別、
4 .出生年月日、5 .新旧住所（都道府県名及び市町村名、そのコード）